

～みんなの森をみんなで守ろう～

# ぐんま緑の県民税

今後のあり方



平成30年9月

群馬県

## 目次

はじめに.....	1
第1 群馬県の森林環境の現状.....	2
第2 「ぐんま緑の県民税」現行制度の概要.....	5
第3 「ぐんま緑の県民税」を活用した取組の実績と成果.....	6
第4 新たな課題の発生.....	28
第5 県民アンケート調査について.....	30
第6 ぐんま緑の県民税の継続.....	34
第7 今後の「ぐんま緑の県民税」のあり方 .....	40
資料集.....	41

## はじめに

群馬県は、県土の3分の2を森林が占める森林県です。

都市から農山村へと続く里山、緑濃いスギやヒノキの人工林、尾瀬や谷川岳に代表される優れた自然を形づくるブナやミズナラの原生林など、多様な森林が広がっています。

また、これらの森林は、利根川上流に位置する水源の森でもあります。

群馬県の森林は、豊かな水を育み、災害を防止し、また、四季折々に彩りを変えながら、私たちの安全・安心で豊かな潤いのある生活、そして、活発な経済活動を支えています。

私たちの先人は、戦後日々と山に木を植え、林業経営活動の中で、しっかりと手入れをし、大切に守り育ててきました。

しかし、木材価格が大幅に下落して林業の衰退が長期化する中で、山村の過疎化・高齢化は進み、経済的な価値の低い奥山も、生活に密着していた里山も、放置され荒廃が進んでいます。

また、近年、局地的集中豪雨の頻発による土砂災害の増加、竹や灌木の繁茂による景観や通学路の見通しの悪化、野生動物の出没など、解決しなければならない課題も多く発生しています。

このような森林の置かれた危機的状況を放置すれば、豊かな水や県民の安全・安心の確保という面で、将来に大きな禍根を残すのではないかと危惧されます。

一方、国や地方自治体の財政状況は厳しく、社会保障費などが増加している中で、森林の保全だけに多くの予算を確保することは困難な状況です。また、東日本大震災等により落ち込んでいた本県経済は、一部には明るい兆しも見られますが、まだまだ厳しい社会・経済状況が続いているいます。

しかし、厳しい状況の中であっても、明日の群馬県のために、次の世代のために、県民共有の大切な財産であり、私たちの生活に様々な恵みをもたらしてくれる豊かな森林を、県民の皆さんと協力してしっかりと守り、育てていくことが必要です。そのためには、森林を適正に保全する新たな仕組みを速やかに導入する必要があると考え、「ぐんま緑の県民税」を平成26年4月から導入し、様々な施策に取り組んできました。

この「ぐんま緑の県民税」については、平成30年度に5年1期の最終年度を迎えることから、これまでの事業成果を評価・検証するとともに、税創設以降の本県の森林・林業を巡る状況変化などを踏まえたうえで、改めて31年度以降の制度のあり方を検討してきました。

また、この課程において、外部有識者等で構成される「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」(以下「評価検証委員会」という。)や県民アンケートにおける意見、県議会の提言などをいただきました。

このような検討、意見を踏まえ、群馬県としては平成31年度以降も「ぐんま緑の県民税」制度を継続する必要があると考え、本書をとりまとめました。

森林づくりには、長い年月とたゆまぬ努力、多くの県民の皆さんの参加と協力が不可欠と考えています。県民の皆さんには、本県森林の置かれた厳しい現状に対して改めて目を向けていただき、「ぐんま緑の県民税」について、200万県民の皆様一人ひとりの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

平成30年9月 群馬県

# 第1 群馬県の森林環境の現状

## 1. 森林の現況

本県は県土面積の3分の2にあたる42万5千haが森林で、森林率は67%と、森林面積、森林率ともに関東一です。

本県の森林の54%を民有林が占め、そのうち約半分の11万haが、スギやヒノキなどの人工林です。

民有林の人工林の樹種別内訳は、スギが6万2千haと最も多く、次にカラマツ、ヒノキと続いています。また、木材として利用可能な41年生以上の森林は全体の約8割に達しています。

図 1 土地利用面積割合

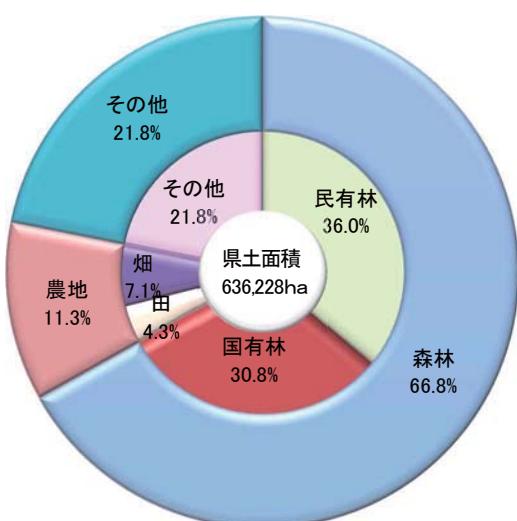


図 2 所有形態別森林面積割合

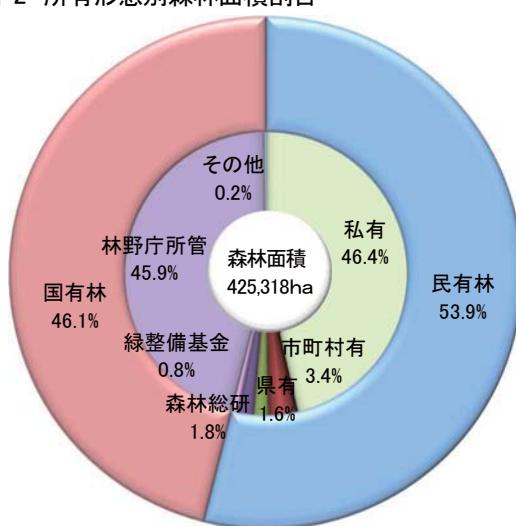


図 3 民有林の樹種別構成

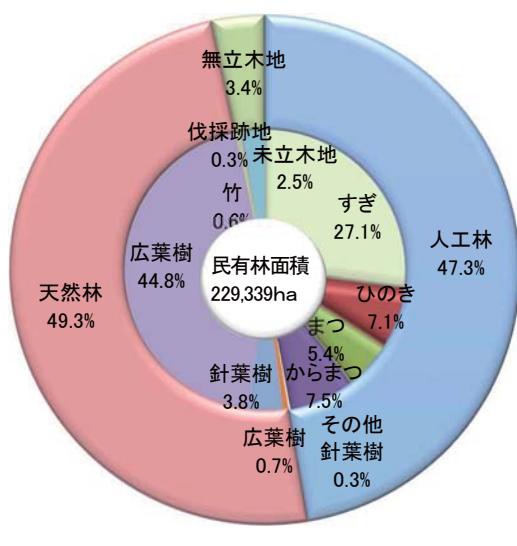
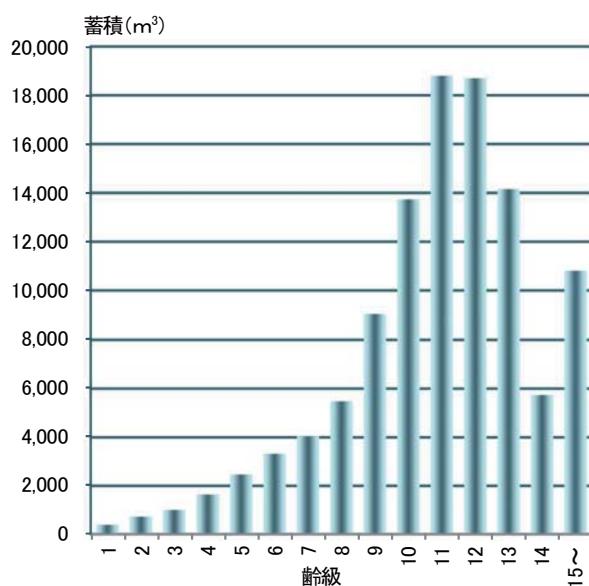


図 4 人工林の齢級構成(民有林)



資料:群馬県森林林業統計書・林政課業務資料

注:齢級とは、人工林の年齢を5年刻みで区切ったもので、1齢級は1~5年生、2齢級は6~10年生を示す。

## 2. 森林の持つ主な公益的機能

森林は、水源涵養や災害防止、地球温暖化防止など県民の生活基盤を支える公益的機能を有しており、本県の森林の公益的機能評価額は、年間約1兆2千億円と試算されます。

表 1 森林の公益的機能全国の評価額

森林の公益的機能	全国の評価額	群馬県の評価額
水源涵養	29兆8,500億円	4,775億円
土砂流出防止	28兆2,600億円	4,742億円
土砂崩壊防止	8兆4,400億円	1,417億円
保健休養	2兆2,500億円	378億円
野生鳥獣保護	(参考表記)	(参考表記)
大気保全(二酸化炭素吸收)	1兆2,400億円	208億円
化石燃料代替	2,300億円	39億円
合計	70兆2,700億円	1兆1,559億円

注:群馬県の評価額は、全国の評価額を群馬県の森林面積で按分して算出

資料:平成13年日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的な機能の評価について」

### ◎水資源を涵養する

#### 【水源涵養機能】

森林の土壤は、穴の多いスponジのような構造を持ち、水を速やかに地中に浸透させる働きがある。この働きにより雨水はいったん森林に蓄えられて、ゆっくりと河川に流れ出るため、洪水や渇水を緩和することができる。

また、土壤を通過することにより、水質が浄化される。



### ◎自然災害を防ぐ

#### 【土砂流出防止・土砂崩壊防止機能】

森林の土壤は、落ち葉や下草に覆われており、降雨の際には土砂の飛散や土壤の浸食・流出を防いでいる。また、木々が根を地中に張り巡らすことで土壤を固定し、土砂の崩壊や流出を防止している。



### ◎憩いの場を提供する

#### 【保健休養機能】

森林浴・ハイキング・キャンプ等のレクリエーションの場を提供するなど、森林には、人々に安らぎを与え、心の緊張を和らげる作用がある。



### ◎大気保全

#### 【二酸化炭素吸収機能】

森林は、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や根などに有機物として貯蔵することにより、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしている。



### ◎生き物に生息の場を提供する

#### 【野生鳥獣保護機能】

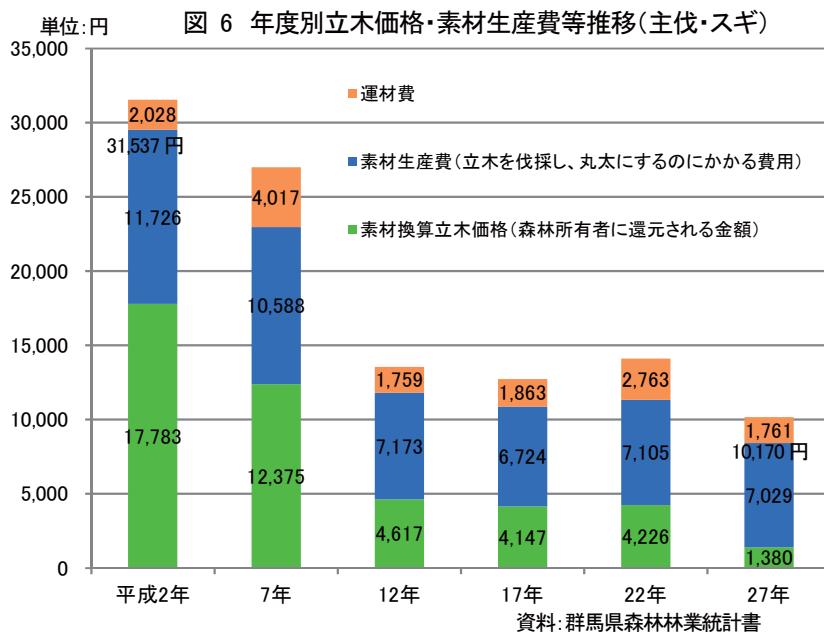
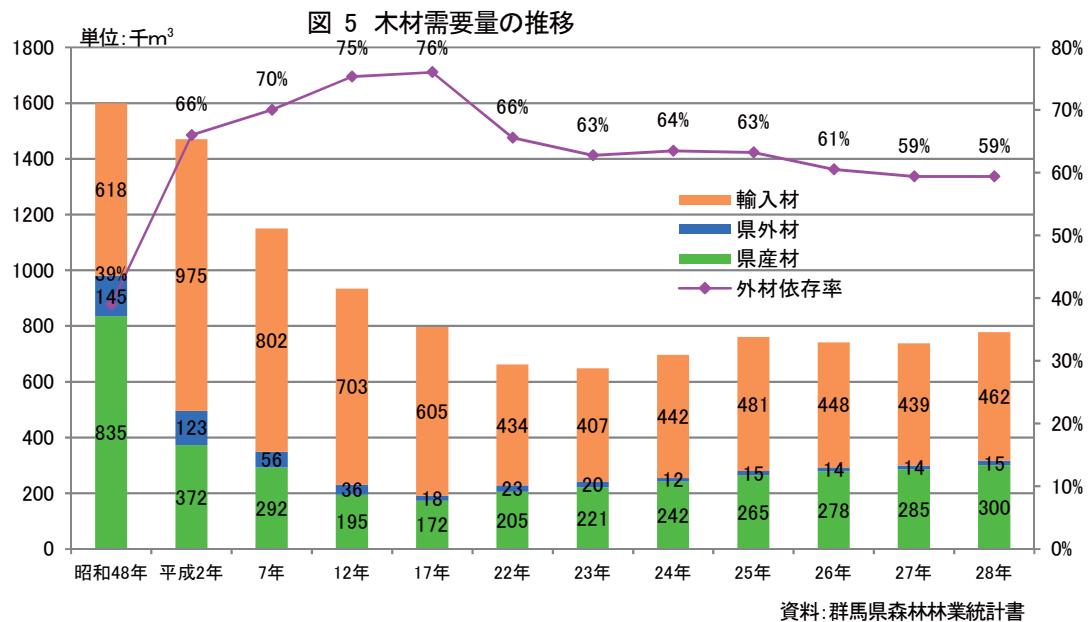
野生動植物の生息の場となり、生態系を保全し、自然環境を健全に保つ役割がある。

### 3. 森林・林業、山村地域の現状

本県では、昭和30年から40年代にかけて、主に広葉樹からなる天然林を伐採した跡地や原野などに積極的に針葉樹中心の植林が行われ（拡大造林政策）、森林資源の充実が図られました。この政策は、山村における雇用を創出し、地域の活性化にも大きく寄与しました。

一方、本県の木材需要は昭和48年をピークに減少が続いていましたが、近年では横ばいで推移しています。また木材価格については昭和55年をピークに低下し続け、スギ丸太の価格は平成27年には平成2年の3分の1にまで下落しました。

林業の不振は山村地域の過疎化・高齢化を加速化し、木材価格の低迷は小規模所有者を中心に林業経営への関心の薄れに拍車をかけ、管理の行き届かない人工林が目立つようになりました。



木材価格が低下し、伐採しても森林所有者に還元される金額が少なく、これまで森林を育成してきた費用を回収できないため、手の入らない森林が多く存在している。

## 第2 「ぐんま緑の県民税」現行制度の概要

### 1. 目的

「ぐんま緑の県民税」は、全ての県民が森林から様々な恩恵を享受し、森林は公共的な財産であるという観点に立ち、その受益者である県民全体で森林整備等に要する費用を負担することにより、多様な公益的機能を有する森林環境を維持保全し、良好な状態で次の世代に引き継ぐという目的を持って平成26年度から導入しました。

### 2. 課税方式

#### (1) 課税方法・期間

県民税均等割の超過課税方式 5年間(平成26～30年度)

#### (2) 税額(年額)

【個人】 700円

【法人】 法人県民税均等割額の7%相当額(1,400～56,000円)

#### (3) 納税義務者

【個人】 県内に住所等を有する個人(ただし、住民税が課税されている者に限る。)

【法人】 県内に事業所等を有する法人

### 3. 税収等の推移

「ぐんま緑の県民税」は、毎年約90万人の県民と法人の皆さんに御負担いただくことにより、5年間で約40億8千万円の税収となっています。

また、この取組に賛同する企業や個人の方々から、ふるさと納税等により約270万円の寄付をいただきました。

表2 年度別の税収と寄付金の推移(予算年度別) [単位:千円]

区分	H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	H31 計画	計
税収(税収相当額)	621,445	819,833	830,327	854,400	858,704	93,454	4,078,163
寄附金	299	1,844	450	138	—	—	2,731
運用益	11	274	195	151	—	—	631
諸収入	—	—	175	737	—	—	912
計	621,755	821,951	831,147	855,426	858,704	93,454	4,082,437

### 4. 税収の管理方法等

県民税は、その使い途を特定されない普通税であり、そのままではぐんま緑の県民税に相当する税収は、既存の県民税と区別できません。

そのため、使い途を明確化するため、新たに「ぐんま緑の県民基金」を設置し、ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を積み立てた上で、毎年度必要となる額を基金から取り崩し、「ぐんま緑の県民基金事業」として、森林環境を保全するための事業に充てています。

### 第3 「ぐんま緑の県民税」を活用した取組の実績と成果

ぐんま緑の県民基金事業を実施するに当たって、ぐんま緑の県民税の創設趣旨や目的に則して、次のとおり「目指すべき目標」を設定しています。

- ◆ 豊かな水を育み、災害に強い森林づくり
- ◆ 里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造

そして、この方向性を元に、以下に掲げる4つの施策の柱立てにより施策を展開しています。

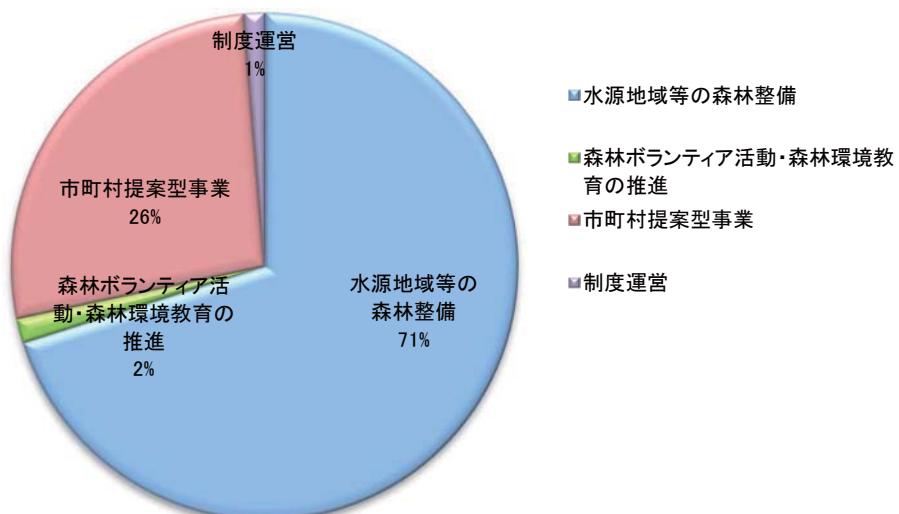
- ① 水源地域等の森林整備
- ② 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進
- ③ 市町村提案型事業
- ④ 制度運営

年間の事業費は約8億6千万円であり、4つの施策の年間事業費に占める事業費の割合は、①「水源地域等の森林整備」が71%、②「森林ボランティア活動・森林環境教育の推進」が2%、③「市町村提案型事業」が26%、④「制度運営」が1%となっています。

表 3 年度別事業費実績(予算年度別) [単位:千円]

事業名\年度	H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	H31 計 画	計
水源地域等の森林整備	298,862	644,151	600,245	636,391	635,352	100,000	2,915,001
森林ボランティア活動・森林環境教育の推進	4,611	14,966	12,937	12,406	16,661	-	61,581
市町村提案型事業	145,943	199,735	224,340	211,271	280,000	-	1,061,289
制度運営	37,308	2,498	2,948	3,138	5,741	-	51,633
計	486,724	861,350	840,470	863,206	937,754	100,000	4,089,504

図 7 五力年の事業費実績割合(予算年度別)



## 1. 水源地域等の森林整備【県事業】

森林整備の目的に応じ、以下の事業を実施しました。

表 4 水源地域等の森林整備の事業区分・目的

事業名	目的
条件不利地森林整備	立地等の条件が不利であることにより、林業経営が成り立たず放置されている人工林を整備し、森林の公益的機能の発揮を図る。
水源林機能増進	市町村が管理する簡易水道等の取水口の上流に位置する森林の水源涵養機能の増進を図る。
松くい虫被害地の再生	松くい虫の被害を受け、やぶなどになった森林を再生し、森林の公益的機能の発揮を図る。

### (1) 5年間の整備計画

水源地域等の森林整備事業の5カ年(H26~30)の整備計画は次のとおりです。

表 5 水源地域等の森林整備 5カ年の整備計画

事業名	整備計画面積
条件不利地森林整備	3,500ha
水源林機能増進	500ha
松くい虫被害地の再生	200ha
計	4,200ha

※「松くい虫被害地の再生」における計画面積については延べ面積。

### (2) 水源地域等の森林整備 実績・計画

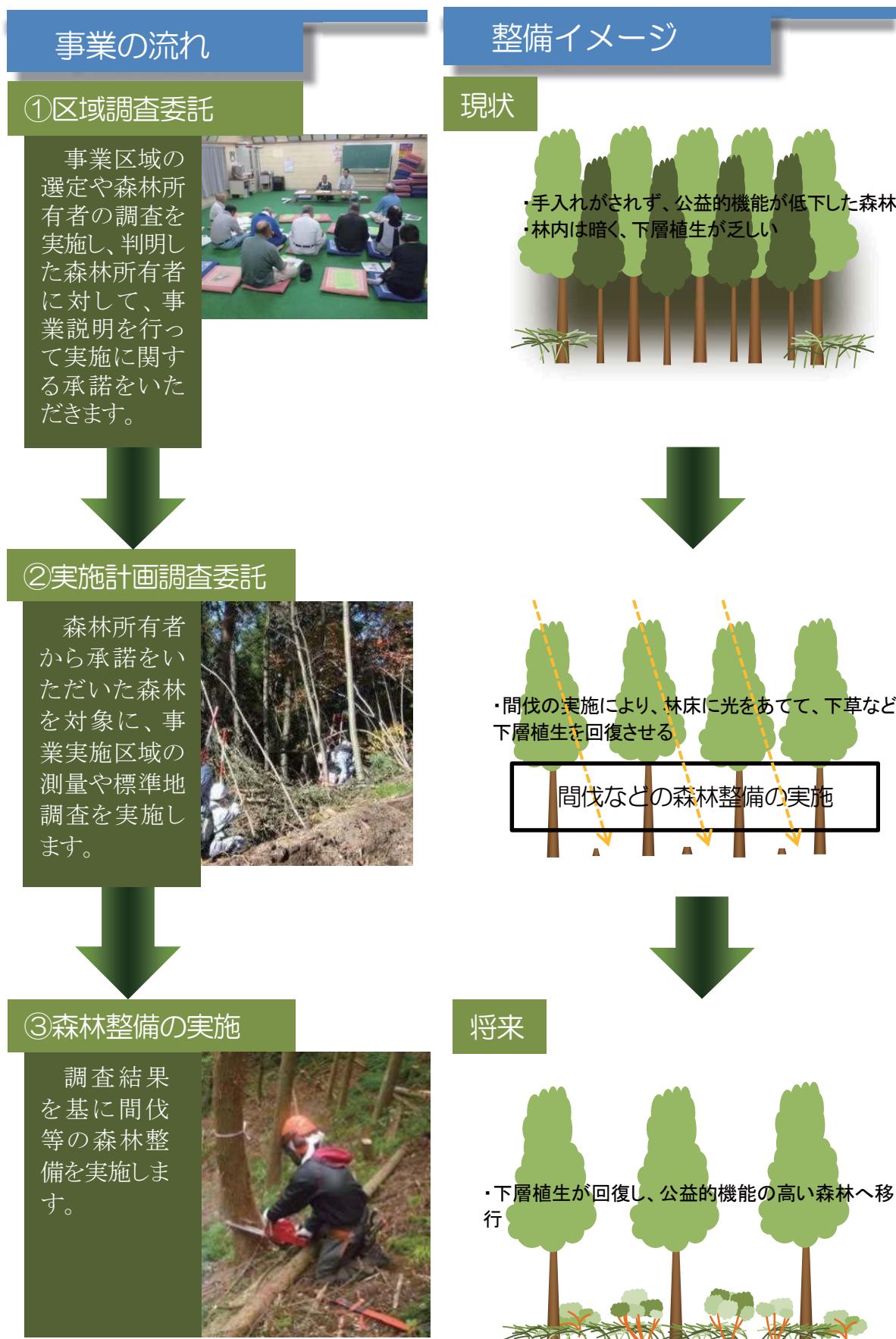
事業項目、年度ごとの事業費の推移は、次のとおりです。

表 6 水源地域等の森林整備の事業実績(予算年度別) [単位:ha、千円]

事業名	H26		H27		H28		H29 (H29 繰越含む)		H30 (見込み)		H31 計画		計 (計画含む)		達成率 (見込み) (%)
	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	実績	事業費	
条件不利地森林整備	276	213,509	466	395,434	421	364,011	388	308,988	429	294,974	115	77,120	2,095	1,654,036	59.9
機能増進水源林	88	63,591	233	198,066	236	176,002	306	239,599	394	257,042	40	22,880	1,297	957,180	259.4
被松くい虫害地の再生	11	21,762	31	50,651	44	60,232	84	87,804	83	83,336	-	-	253	303,785	126.5
計	375	298,862	730	644,151	701	600,245	778	636,391	906	635,352	155	100,000	3,646	2,915,001	86.8

※平成 30 年度中に課税された税収の一部は、平成 31 年度に県へ払い込まれる予定であり、平成 31 年度に「ぐんま緑の県民基金」への繰り入れが行われることから、平成 31 年度計画事業として計上した。

### (3) 水源地域等の森林整備 事業の流れ・整備イメージ



#### (4) 取組の実績と成果－条件不利地森林整備

##### 1) 目的

地理的、地形的な条件により林業経営が成り立たず放置されている条件不利な森林を対象として、間伐などの森林整備を実施する。

##### 2) 事業の要件及び内容

森林整備の要件	森林整備の内容
<p>林業経営が成り立たない森林であって、次の全ての要件を満たす森林であること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 人工林であること。</li><li>2. 林道及び市町村道等からの距離が概ね 200m以上の森林であること。</li><li>3. 森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林であること。</li><li>4. 過去 15 年以上森林整備が行われていない森林であること。</li><li>5. 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。</li><li>6. 県と森林所有者等との間で事業実施後 10 年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 原則として、本数率で 35%以上の除伐、間伐</li><li>2. 不成績造林地にあっては、広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、針広混交林へ誘導するための森林施業</li><li>3. 伐採木の玉切り、集積</li><li>4. 森林整備を実施する箇所までの幅員 2m程度の簡易な作業路の開設</li></ol>

### 3) 取組実績

【取組事例①】			
平成 27~30 年度 条件不利地森林整備事業 利根郡みなかみ町小日向地内 小日向一の沢森林整備区域	区分 区域調査 実施計画調査 森林整備	面積 52.46 ha 49.75 ha 49.75 ha	事業費 33,706,800 円
着工前		完成	
			
条件不利地の森林整備			
手入れがされず、公益的機能が低下している。林内は暗く下層植生が乏しい。		林床に光をあて、下草などの下層植生を回復させるための間伐を実施した。	

【取組事例②】			
平成 26~28 年度 条件不利地森林整備事業 みどり市東町座間地内 三境森林整備区域	区分 区域調査 実施計画調査 森林整備	面積 14.04 ha 2.18 ha 2.18 ha	事業費 1,833,900 円
着工前		完成	
			
条件不利地の森林整備			
木が混み合い、林内に十分な光が届かず、下草が乏しいため、土砂が流出する恐れがある。		林床に光をあて、下草などの下層植生を回復させるための間伐を実施した。	

## (5) 取組の実績と成果－水源林機能増進

### 1) 目的

市町村が管理する簡易水道等の上流部の森林であって、水源涵養機能等の低下が懸念される森林を対象として、間伐などの森林整備を実施し、水源涵養機能の増進を図る。

### 2) 事業の内容

森林整備の要件	森林整備の内容
<p>市町村が管理する簡易水道等の水源の森林であって、次の全ての要件を満たす森林であること。</p> <p>1. 小流域に取水口があり、それに依存する簡易水道等の集水区域の森林であること。</p> <p>2. 過密林であって下層植生がないなどの森林整備が必要な森林であること。</p> <p>3. 森林經營計画認定森林でないこと。また、森林經營計画の作成が見込まれていない森林であること。</p> <p>4. 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林であること。</p> <p>5. 県と森林所有者等との間で事業実施後 10 年間の皆伐及び転用の禁止、並びに公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限を定めた協定を締結することができる森林であること。</p>	<p>1. 原則として、本数率で 35%以上の除伐、間伐</p> <p>2. 不成績造林地にあっては、広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、針広混交林へ誘導するための森林施業</p> <p>3. 伐採木の玉切り、集積</p> <p>4. 森林整備を実施する箇所までの幅員 2m程度の簡易な作業路の開設</p>

### 3) 取組実績

【取組事例①】			
平成 27~28 年度 水源林機能増進事業 多野郡神流町大字塩沢地内 塩沢1 森林整備区域	区分	面積	事業費
	区域調査	105.42 ha	6,782,400 円
	実施計画調査	7.81 ha	
	森林整備	7.43 ha	
着工前		完成	
			
水源林機能増進			
林内の下層植生が消失し水源涵養機能 が低下している。		間伐を実施し、林床に光をあて、下草 などの下層植生を回復させる	

【取組事例②】			
平成 26~27 年度 水源林機能増進事業 甘楽郡南牧村大字千原地内 沢口森林整備区域	区分	面積	事業費
	区域調査	58.69 ha	25,207,200 円
	実施計画調査	46.86 ha	
	森林整備	41.19 ha	
着工前		完成	
			
水源林機能増進			
手入れがされず、水源涵養機能が低下 している。林内は暗く下層植生が乏し い。		間伐を実施し、林床に光をあて、下草 などの下層植生を回復させる。	

## (6) 取組の実績と成果－松くい虫被害地の再生

### 1) 目的

松くい虫被害木が放置され、笹や竹が繁茂した森林を対象として、コナラやスギなどを植栽し、新たな森林へ再生を図る。

### 2) 事業の内容

森林整備の要件	森林整備の内容
<p>松くい虫被害地であって公益的機能が低下し、森林の再生が必要な森林で、次の全ての要件を満たす森林であること。</p> <p>1. 松くい虫被害地の森林であること。 2. 松くい虫被害木の割合が 50%以上であること。 3. 事業実施後保安林指定できる森林であること。</p>	<ol style="list-style-type: none"><li>被害木等の伐倒、玉切り、集積</li><li>地拵え、植栽</li><li>下刈、獣害防止施設等の設置</li><li>広葉樹の生育があり、広葉樹の成林が見込まれる場合には、広葉樹林へ誘導するための森林施業</li><li>森林整備を実施する箇所までの幅員 2m程度の簡易な作業路の開設</li></ol>

### 3) 取組実績

#### 【取組事例①】

平成 27 年度～ 松くい虫被害地の再生事業 前橋市粕川町中之沢地内 螺沢森林整備区域	区分	面積	事業費	
	区域調査	11.80 ha	17,525,900 円 (H27～29 予算)	
	実施計画調査	4.16 ha		
着工前		完成		
				
松くい虫被害地の再生				
松くい虫による松枯れにより森林が荒廃し、公益的機能が低下している。		森林を造成するため、地拵え、植樹、下刈を実施するとともに獣害防止対策を行った。		

#### 【取組事例②】

平成 26 年度～ 松くい虫被害地の再生事業 前橋市富士見町赤城山地内 金丸森林整備区域	区分	面積	事業費	
	区域調査	107.93 ha	71,992,800 円 (H26～29 予算)	
	実施計画調査	30.92 ha		
着工前		完成		
				
松くい虫被害地の再生				
松くい虫による松枯れにより森林が荒廃し、公益的機能が低下している。		地拵えを実施後、植栽を行った。健全な森林になるよう下刈、獣害防止を合わせて実施した。		

## (7) 成果

平成 26 年度の事業開始から4年間で約 2,167ha の森林を対象に整備を実施し、5年間では 3,646ha の森林が整備できる見込みです。

条件不利地森林整備、水源林機能増進では、これまで放置されていた森林を整備したことにより、林内の光環境が改善され、下層植生の増加が見られるなどして、土砂災害の防止や水源涵養機能等の森林の持つ公益的機能の維持・増進が図ることができました。

また、松くい虫被害地の再生については、松枯れにより荒廃した森林を対象に植栽、下刈、獣害防止対策の実施により森林を再生することで、土砂災害の防止や水源涵養機能等森林の持つ公益的機能の維持・増進を図ることができました。

## 2. 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進

### (1) 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進 実績・計画

表 7 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進の事業実績(予算年度別) [単位:千円]

事業名	年度 H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	合計 (見込み)
森林ボランティア活動の推進	3,718	8,819	6,796	6,851	11,533	37,717
森林環境教育の推進	893	6,147	6,141	5,555	5,128	23,864
計	4,611	14,966	12,937	12,406	16,661	61,581

### (2) 森林ボランティア活動の推進

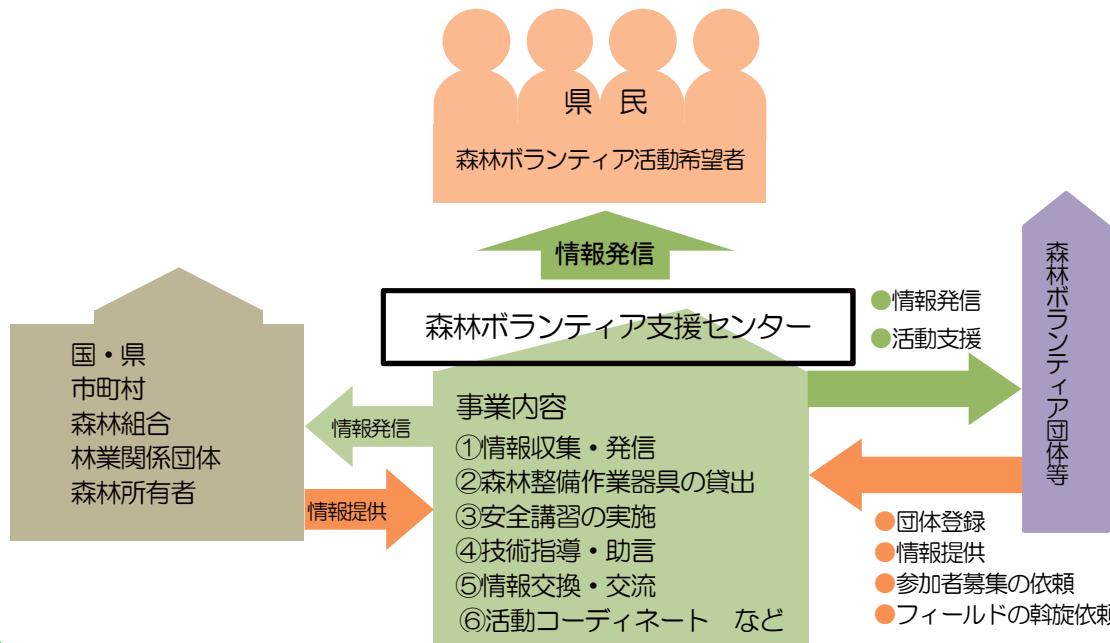
「森林ボランティア支援センター」を運営し、専用ホームページ・情報誌「モリノワ」、メールマガジン等による情報の発信や刈払機の取扱いなどの安全指導、森林整備作業器具の貸出し、森林ボランティア体験会の開催など、森林ボランティア活動への総合的なサポートを実施しました。

また、「森林ボランティア体験会」や「ボランティア交流会」の開催、市町村提案型事業等への講師・コーディネーターの派遣等を行いました。

表 8 森林ボランティア活動の事業実績(予算年度別) [単位:回、人]

事業内容	年度 H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	合計 (見込み)
森林整備作業用機械・器具の貸出	貸出回数	47	71	77	72	70
安全講習会の開催	開催回数	11	8	11	10	50
	参加人数	226	97	394	152	—
森林ボランティア体験会の開催	開催回数	—	3	5	3	14

- 森林は、木材を生産し災害を防ぎ清らかな水を貯えるなど多くの働きを持っていますが、林業収益性の悪化、林業従事者の不足・高齢化等により森林整備が十分に実施できていません。
- 現在、自ら積極的に森林整備等の活動をボランティアとして行う個人・団体・企業が増えており、その活動は、私たちの暮らしのためにも、また、地球温暖化防止のためにも、非常に重要な存在です。
- この森林ボランティアの活動を推進していくために、ボランティア情報の収集と発信、指導や森林整備作業器具の貸出など、総合的なサポートを行う拠点が、「森林ボランティア支援センター」です。



### (3) 森林環境教育の推進

緑のインタークリー養成講座の実施により、5ヶ年で 142 名の「緑のインタークリー」が養成される見込みです。また、「緑のインタークリー活動登録制度」により5ヶ年で 160 名が活動登録される見込みです。

市町村提案型事業(森林環境教育)を円滑かつ効果的に運営するため、新たにコーディネート業務を実施しました。



緑のインタークリー養成講座

表 9 森林環境教育の推進の事業実績(予算年度別)

[単位:回、人]

事業内容	年度	H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	合計 (見込み)
緑のインタークリー 養成講座(新規)	開催回数	—	13	12	12	12	49
	養成者数	—	26	22	24	27	99
緑のインタークリー 養成講座(経験者)	開催回数	4	4	4	—	—	12
	養成者数	29	10	4	—	—	43
緑のインタークリー 登録者数	登録者数	38	62	94	113	133	133
フォローアップ研修の 開催	開催回数	—	3	3	3	3	12

### (4) 成果

#### 1) 森林ボランティア活動の推進

森林ボランティア支援センターを運営し、専用ホームページや情報誌、メールマガジンなどによる情報発信や刈払機取扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出し、ボランティア体験会・ボランティア交流会などを実施することで、森林ボランティア活動が県内各地で展開されました。

#### 2) 森林環境教育の推進

緑のインタークリーとして活動登録した指導者は、市町村提案型事業(森林環境教育)、小中学生を対象としたフォレストリースクール、緑の少年団育成事業、県民を対象とした自然観察会、自然講座等へ講師等として派遣され、これを通じて森林環境教育の推進を図ることができました。

### 3. 市町村提案型事業

目的に応じ、以下の事業を実施しました。

表 10 市町村提案型事業の区分・目的

事業名	目的	
荒廃した里山・平地林の整備	市町村と地域住民や NPO・ボランティア団体等との協働による地域に根ざした森林整備を支援する。	
	整備	地域住民や NPO・ボランティア団体等が実施する森林・竹林の整備に伴う、会議開催、刈払い、伐倒(伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬等に対し支援する。
	苗木の購入	本事業の整備箇所において実施する植栽のための高木性苗木購入に対して支援する。
	管理	地域住民や NPO・ボランティア団体等が実施する森林・竹林の管理に伴う、会議開催、刈払い、集積、積込み、運搬等に対し支援する。
	困難地整備支援	地域住民や NPO・ボランティア団体等では整備が困難な箇所について、市町村が実施する森林・竹林の整備について支援する。 整備後の管理については、地域住民等が行う。
	刈払機・粉碎機の購入	本事業に取り組む地域住民等に貸与するため、市町村が購入する刈払機、粉碎機を購入する場合に支援する。
貴重な自然環境の保護・保全	市町村あるいは市町村と地域住民が行う、県動植物レッドリストで野生絶滅種及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種(約650種)が生息している地域の保護・保全活動を支援する。	
森林環境教育・普及啓発	児童生徒や県民を対象とする森林環境教育及び森林体験活動を支援する。また、森林の機能や重要性について普及啓発する取り組みを支援する。	
森林の公有林化	水源地域の森林や平地林の購入(公有林化)あるいは平地林を造成しようとする市町村を支援する。	
独自提案事業	ぐんま緑の県民税の趣旨・目的に適合し、適切な事業であると認められ、評価検証委員会の承認を得た、市町村の実施する事業を支援する。	

(1) 市町村提案型事業 実績・計画

事業項目、年度ごとの事業費の推移は、以下のとおりです。

表 11 市町村提案型事業 実績・計画(予算年度別) [単位:円]

事業名	年度			事業量
		市町村数	事業数	
荒廃した里山・平地林の整備	H26	22	63	121,133,503 森林: 32.6ha 竹林: 33.0ha 管理: 5.1ha
	H27	26	112	164,344,000 森林: 58.8ha 竹林: 21.4ha 管理: 39.5ha
	H28	29	175	193,992,000 森林: 54.6ha 竹林: 28.6ha 管理: 109.0ha
	H29	29	214	167,710,000 森林: 35.0ha 竹林: 32.2ha 管理: 182.7ha
	H30	27	272	251,031,000 森林: 57.1ha 竹林: 39.9ha 管理: 253.1ha
	計	29	836	898,210,503 森林: 238.1ha 竹林: 155.1ha 管理: 589.4ha
貴重な自然環境の保護・保全	H26	6	7	2,021,860 動物: 2種 植物: 6種
	H27	10	22	5,588,000 動物: 12種 植物: 24種
	H28	12	25	7,606,000 動物: 13種 植物: 25種
	H29	11	21	4,232,000 動物: 12種 植物: 31種
	H30	11	23	5,347,000 動物: 12種 植物: 32種
	計	12	98	24,794,860 動物: 13種 植物: 37種 計: 50種
森林環境教育・普及啓発	H26	11	15	4,122,811 参加者数: 2,151人
	H27	14	31	11,194,000 参加者数: 5,825人
	H28	20	39	18,259,000 参加者数: 9,484人
	H29	20	39	18,257,000 参加者数: 10,667人
	H30	19	40	20,210,000 参加者数: 未確定
	計	23	164	72,042,811 参加者数: 28,127人
森林の公有化	H26	3	3	14,321,000 水源林: 11.0ha 平地林: 0.3ha 計: 11.4ha
	H27	1	1	10,000,000 平地林: 0.3ha 計: 0.3ha
	H28	1	1	2,645,000 水源林: 2.6ha 計: 2.6ha
	H29	2	2	19,668,000 水源林: 19.9ha 計: 19.9ha
	H30	-	-	-
	計	4	7	46,634,000 水源林: 33.5ha 平地林: 0.6ha 計: 34.1ha
独自提案事業	H26	4	5	4,344,200 森林: 5.4ha 竹林: 3.1ha 計: 34.1ha
	H27	5	6	8,609,000 森林: 2.2ha 竹林: 4.5ha 計: 34.1ha
	H28	2	2	1,838,000 森林: 1.0ha 竹林: 1.8ha 計: 34.1ha
	H29	2	2	1,404,000 森林: 0.9ha 竹林: 1.4ha 計: 34.1ha
	H30	2	2	3,412,000 未確定
	計	5	13	19,607,200 森林: 9.5ha 竹林: 10.8ha 計: 34.1ha
合計	H26	28	93	145,943,374
	H27	31	172	199,735,000
	H28	35	242	224,340,000
	H29	35	278	211,271,000
	H30	35	337	280,000,000
	計	35	1,118	1,061,289,374

※平成30年度については、計画値。

## (2) 取組事例

### 【取組事例①】

平成 27 年度 荒廃した里山・平地林の整備 【困難地整備支援】 富岡市	事業実施主体 整備面積 事業費 補助金	富岡市 0.50 ha 2,916,000 円 2,916,000 円
着工前		完成
		
<b>困難地整備支援</b> 竹林の全伐を 0.5 ha 実施。景観が改善されるとともに、野生鳥獣の隠れ場所が解消され、農作物等の被害が減少した。		

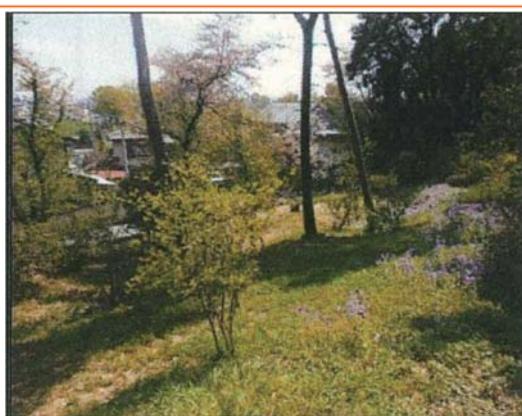
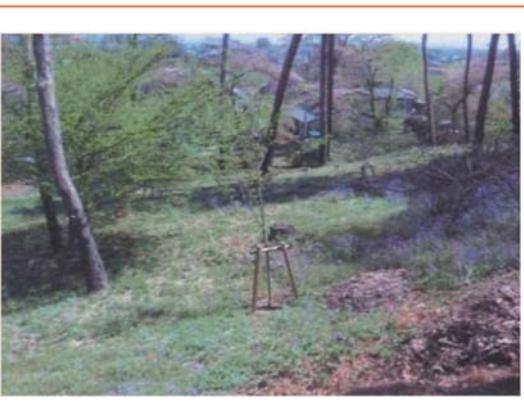
### 【取組事例②】

平成 28 年度 荒廃した里山・平地林の整備 【整備】 安中市	事業実施主体 整備面積 事業費 補助金	関口会 0.15 ha 100,227 円 100,000 円
着工前		完成
		
<b>整備</b> 竹林整備を実施したことで、野生鳥獣の隠れ場所がなくなり、農作物被害が減少した。		

### 【取組事例③】

平成 28 年度 荒廃した里山・平地林の整備 【管理】 前橋市	事業実施主体	宮城地区参道松並木を守る会
	整 備 面 積	2.94 ha
	事 業 費	947,556 円
	補 助 金	235,000 円
着工前		完成
		
管理		赤城神社参道松並木内の下草刈りを行い、地域住民の安全で快適な森林空間をつくることができた。

### 【取組事例④】

平成 26~28 年度 荒廃した里山・平地林の整備 【苗木の購入】 伊勢崎市	事業実施主体	八寸の会
	整 備 面 積	1.9 ha
	事 業 費	629,000 円
	補 助 金	567,000 円
着工前		完成
		
苗木の購入		現地の種子を採取し、地元住民が苗を育て、植栽を実施した。また、自然環境等を学び伝えていくことを通じて、地域の連携や活性化につなげることができた。

### 【取組事例⑤】

平成 26 年度 貴重な自然環境の保護・保全 [活動支援・付帯施設の整備] 伊勢崎市	事業実施主体	殖蓮地区自然環境を守る会
	対 象 希 少 種	アサザ（絶滅危惧種 IA）
	事 業 費	578,978 円
	補 助 金	478,978 円
活動前		活動状況
		
貴重な自然環境の保護・保全 男井戸川周辺の雑草の刈払いにより、アサザの生育環境の保全が図られた。また、案内看板の設置により、希少種の保護活動を県民に周知できた。		

### 【取組事例⑥】

平成 28 年度 森林環境教育・普及啓発 [森林環境教育] 太田市	事業実施主体	太田市教育委員会
	参 加 人 数	1,723 名
	事 業 費	3,000,000 円
	補 助 金	3,000,000 円
活動状況		活動状況
		
森林環境教育・普及啓発 太田市内の中学生を対象に赤城山で自然観察会等を実施し、森林環境の大切さを学ぶことができた。		

### 【取組事例⑦】

平成 26 年度 森林の公有林化 [水源地域森林の公有化]	事業実施主体	川場村
	購 入 面 積	10.37ha
	事 業 費	19,990,000 円
	川場村 補 助 金	9,995,000 円
状況		状況
水源林公有林化 水道水源となる薄根川上流の放置された森林 10.38ha を購入し、公有林化することで森林の保護を図ることができた。		

### 【取組事例⑥】

平成 27 年度 独自提案事業	事業実施主体	渋川市
	実 施 面 積	0.75ha
	事 業 費	4,744,440 円
	渋川市 補 助 金	1,012,000 円
着工前		完成
独自提案事業 竹林の整備により、生活環境の保全が図られるとともに、伐採した竹の利活用に向けた試験を行うことができた。		

### (3) 成果

県内全市町村で 487 事業の取り組みが行われました。

「荒廃した里山・平地林の整備」では、森林や竹林の整備が実施され、野生獣の出没抑制、生活道路や通学路の見通しの確保など、地域住民の安心・安全な生活環境の改善が図られました。

「森林環境教育・普及啓発」においては、参加者が年々増加し、3年間で計約 17,500 人が参加しました。これにより児童・生徒を中心とした多くの県民に森林の大切さや役割が伝えられ、森林環境に対する意識の向上が図られました。

「貴重な自然環境の保護・保全」については、雑草の刈払い等の環境整備を行うことにより、動物 14 種、植物 28 種の希少種の保護が図られました。

## 4. 制度運営

### (1) 制度運営の実績・計画

事業項目ごとの事業費の推移は、以下のとおりです。

表 12 制度運営の実績(年度別)

〔単位:千円〕

項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	合計 (見込み)
普及啓発	2,659	998	1,227	775	2,901	8,560
評価検証	1,071	1,500	1,721	2,363	2,840	9,495
制度導入	33,578	-	-	-	-	33,578
計	37,308	2,499	2,948	3,138	5,741	51,633

### (2) 普及啓発

ぐんま緑の県民税への理解を深めるため、税のしくみ、森林の役割や大切さの普及啓発活動を実施しました。

#### 1) ポスター・パンフレットによる普及啓発

- チラシの作成(25,000 部)
- ポスターの作成(1,000 部)
- リーフレットの作成(15,000 部)
- パンフレットの作成(15,000 部)
- 普及啓発用マグネットの作成(1,000 個)
- 子供向けパンフレット「ぐんま緑の県民税ぐんまの森林・林業」の作成(6,000 部)



マグネット



パンフレット



子供向け  
パンフレット

## 2) 広報媒体を利用した普及啓発

- ぐんま広報や県ホームページへの掲載
- 新聞やテレビ、ラジオによる広報

## 3) 出前講座・市町村説明会

- 出前講座(3回)
- 市町村説明会(県内全域)

## 4) バスツアー

- 本事業による整備箇所を見学するバスツアーの実施

表 13 バスツアー開催の実績(年度別)

[単位:回、人]

項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	合計 (見込み)
バスツアー	開催回数	2	3	3	3	3	14
	参加人数	72	113	111	108	(120)	524



森林トレッキング（玉原高原）



整備箇所見学（みなかみ町）

## 5) イベントを活用した普及啓発

森と木のまつり、県植樹祭、「群馬フェア」において、事業の趣旨、実績等を紹介しました。また、県庁の県民センター展示コーナーにおいて、パンフレットの配布等普及啓発を行いました。

### (3) 評価検証

#### 1) ぐんま緑の県民税評価検証委員会

納税者である県民や学識経験者等により構成される評価検証委員会を設置しました。評価検証委員会では、事業の内容審査や評価検証を実施したほか、制度改善に向け、県に対する意見書の提出等が行なわれました。

表 14 評価検証委員会開催の実績(年度別)

[単位:回]

項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30 (見込み)	合計 (見込み)
評価検証委員会	開催回数	3	3	2	3	4	15

## 2) 調査分析

水源地域等の森林整備事業地を対象に、間伐の実施による事業効果の判定を、県内20箇所に設定した調査対象地において実施しました。



相対照度の測定の様子

調査地の内訳

調査項目	通常区	特定調査区
毎木調査		○
照度	○	○
植被率	○	○
植生乾燥重		○
土壤断面		○
植生調査	○	○



植生調査



植被率調査

## (4) 制度導入

県内35市町村にぐんま緑の県民税の導入に係る次の経費に対して補助を行いました。

- ・納税通知書にぐんま緑の県民税に係るチラシを同封することに伴い増加する郵便料金・封入費
- ・ぐんま緑の県民税賦課徴収に係る事務手続に対する経費

## (5) 成果

### 1) 普及啓発

ぐんま緑の県民税を広く普及啓発するためのポスター・パンフレットの作成、小学生を対象とした子供向けパンフレットの作成、各種メディア媒体を活用した広報活動の実施、また、県民税を使った森林整備箇所を見学するバスツアーの実施により、ぐんま緑の県民税の趣旨や事業内容などの理解を促進することができました。

### 2) 評価検証(評価検証委員会の運営)

計11回の評価検証委員会を開催し、森林・竹林の全伐支援など事業メニューの拡充、事業の採択審議などを行うとともに、議事の内容や審議結果を公表し、制度運営の透明性の確保を図りました。

### 3) 評価検証(調査分析)

間伐後3年目には林内の光環境が改善され、植被率が全ての調査地で回復したことがわかりました。また、植物種及び生育状況の調査の結果、間伐後3年目の植物種数及び平均植生高は間伐前よりも増加し、下層植生が定着し成長したこと等により、水土保全機能は改善しつつあり、間伐の効果が確認できました。

## 5. 費用便益の分析

水源地域等の森林整備について、費用便益分析を実施しました。

森林の持つ公益的機能の多様性、超長期性等から、その評価や評価の基礎となる将来の社会・経済状況の予測は極めて困難な面がありますが、可能な限り事業特性に応じた適切な手法を選択し、評価しました。

事業を実施した場合の効果については、事業の特性を踏まえて貨幣化し、現在価値化を行い、便益として計測し、事業に要した費用との比により算定しました。

なお、分析に当たっては、「林野公共事業における事前評価マニュアル」の手法により、洪水防止便益、水質浄化便益、流域貯水便益、土砂流出防止便益、二酸化炭素吸収・固定便益について評価しました。

表 15 水源地域等の森林整備事業 費用効果便益比

[単位:百万円]

区分	評価方法	評価額
洪水の緩和機能	森林が整備された状態と整備されない状態の降雨の流出量を比較し、その差を治水ダムで機能代替させる場合のコストを評価	2,421
水資源の貯留機能	森林が整備された状態と整備されない状態の土壤内に浸透する降水量を比較し、その差を治水ダムで機能代替させる場合のコストを評価	564
水質の浄化機能	森林が整備された状態と整備されない状態の土壤内に浸透し貯留される降水の量を比較し、その差を水道代金で代替させる場合のコストを評価	1,282
土砂流出・崩壊の防止機能	森林が整備された状態と整備されない状態の土砂流出量を比較し、この土砂量を保全するために必要となる砂防ダムの建設コストを評価	4,812
二酸化炭素の固定機能	当該森林に蓄えられる炭素量を樹木固定分、森林土壤蓄積分のそれぞれを推計して評価	661
評価額(B)		9,740
費用(C)		1,997
<b>費用効果便益比(B/C)</b>		<b>4.88</b>

※評価年 平成30年度 デフレーター適用

※評価期間 50年間

※社会的割引率 4%

※費用(C)については、平成 26 年度から評価年度である平成 30 年度までの実績及び今後想定される維持管理費を計上した。なお、評価年度である平成 30 年度を基準として社会的割引率(年4%)及びデフレーターで補正した金額を現在価値として計上した。

## 第4 新たな課題の発生

ぐんま緑の県民基金事業については、導入から5年が経過しますが、森林を取り巻く社会情勢は大きく変化し、新たな課題も発生しています。今後のぐんま緑の県民税のあり方については、これらの新たな課題を踏まえて検討していく必要があります。

### 1. 集中豪雨と災害リスクの増加

近年は局地的な集中豪雨が頻発する傾向がより強まり、災害防止機能が低下した森林の増加と相まって、洪水や土砂災害が発生する危険性が高まっています。

実際に、西日本を中心とした平成30年7月豪雨災害など各地で大規模な災害が多発しており、森林の持つ災害防止機能への期待は大きく増加しています。



集中豪雨による土砂災害



災害による流木の堆積

### 2. 野生動物の生息域の拡大

ニホンジカやイノシシなどの野生動物は、近年急速に数を増やし、生息域を広げています。それに伴い、農作物等への被害地域も拡大しています。

それらの要因として、狩猟者の減少・高齢化、積雪量の減少などが考えられますが、農地に隣接する竹林や里山・平地林の密生化が進み、野生動物のすみかとなっていることもあります。近年は平野部にも出没し、人的被害も発生しています。



密生し野生動物のすみかとなっている竹林



シカによる樹皮の食害

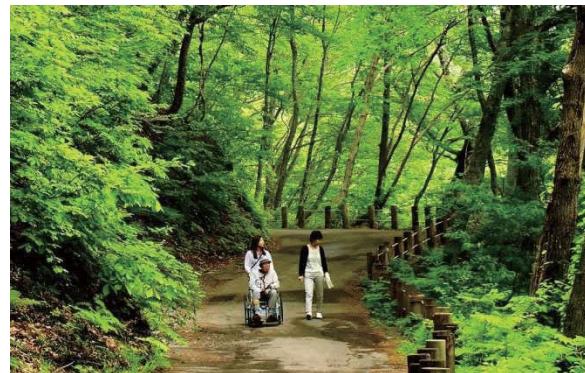
### 3. 森林に求められる機能の多様化

森林については、これまでにも森林環境教育の場として、また、キャンプや登山、森林浴等の場として活用されてきました。

これらに加え、近年は、「森のようちえん」、森林セラピー、トレイルランなど、森林への接し方が多様化し、森林の利用に対する期待は高まっています。



「森のようちえん」



森林セラピー

### 4. パリ協定への批准

日本は、地球温暖化対策の国際的枠組みを定めたパリ協定を平成28年に批准しました。日本の温暖化対策を示した約束草案では、温室効果ガス削減目標26%（目標年 2030 年、2013 年比）のうち 2.6%は森林の二酸化炭素吸収等によりまかなうこととされており、今後、さらなる森林整備の推進が求められています。

### 5. 山村の人口減少

昭和 55 年以降の木材価格の下落は、林業活動を低迷化させ、山村から都市部への人口流出が進みました。近年、山村の人口減少が進み、過疎化、高齢化にも拍車がかかり、集落としての機能が低下してきています。そのため、地域で竹林・里山の手入れを進めようとしても、人手が足りず、高齢で作業ができないなどの事態も発生しています。

### 6. 所有者不明、境界不明の森林の増加

山村から都市部への人口流出は、不在村地主の増加、所有者不明森林の増加に拍車をかけています。このため、間伐などの森林整備を行おうとしても、所有者や境界が不明などの事情により、整備ができない事例が増えてきています。このような状況は、森林の持つ公益的機能のさらなる低下を招きかねません。

のことから、国では来年度、森林経営管理制度（新たな森林管理システム）を導入することとし、市町村が主体となって、森林経営意欲の低い所有者の森林、所有者不明の森林を集約化し、森林所有者に変わって適切に管理・経営する仕組みを整えました。

今後は、この制度により、所有者不明森林等の整備が推進されていくことが期待されています。

## 第5 県民アンケート調査について

### 1. 調査の目的

ぐんま緑の県民税は、平成30年度で1期5年が終了することから、平成31年度以降の制度のあり方について検討を行う必要があります。検討に際しぐんま緑の県民税に対する県民の意識を把握し、検討の資料とするため、県民アンケート調査を次のとおり実施しました。

### 2. 調査の内容

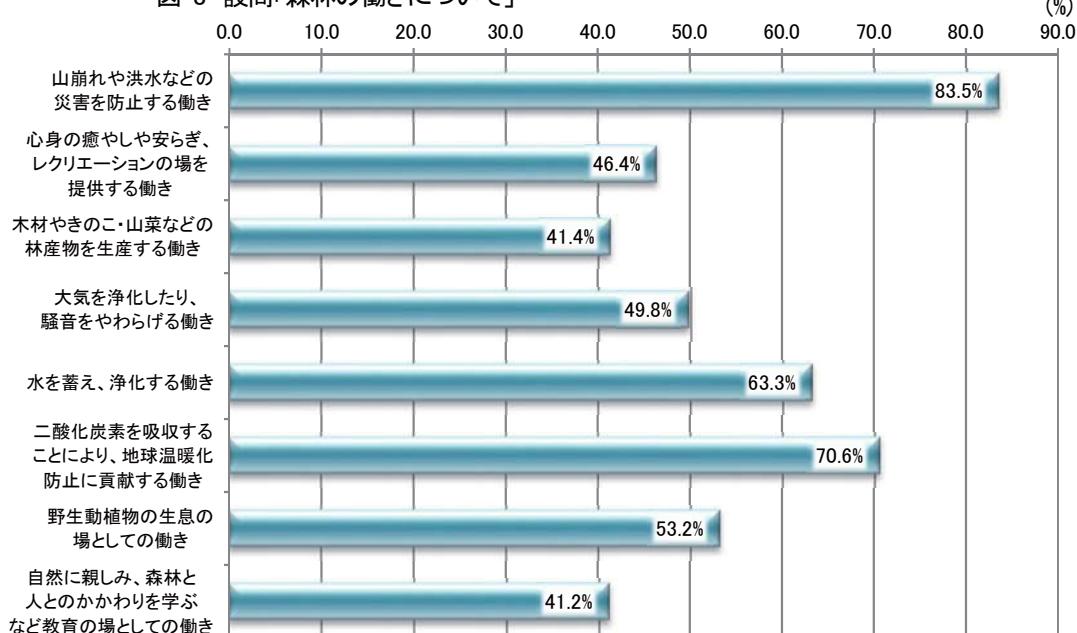
- ・ 調査対象 県内在住の満18歳以上の男女2,200人
- ・ 抽出方法 選挙人名簿から無作為抽出
- ・ 調査方法 調査票を郵送
- ・ 調査時期 平成30年3月
- ・ 有効回答数 1,003件(回収率45.6%)
- ・ 調査依頼 調査の前提として、「平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、納税者の方から年額700円を納めていただき、財源をぐんま緑の県民基金に積み立て、奥山の森林の整備や地域住民のボランティア団体等が行う、里山・竹林の整備等に活用させていただいている」ことを説明。

### 3. 調査結果

#### (1) 森林の働きについて

山崩れや洪水などの災害防止機能については8割の回答者から期待するとの回答がありました。これ以外にも地球温暖化防止機能、水源涵養、水質保全の機能等を期待する回答が多い結果となりました。全項目に対し4割以上の回答者から、期待するとの回答がありました。

図8 設問「森林の働きについて」



性別、年代別、地域別による集計において、特に大きな差は見られませんでした。なお、平成20年度に実施した県民アンケートにおける同一設問に対する回答と、今回調査を比較したところ、回答の選択方法に差異はあるものの、上位3項目に変化はなく、災害防止については大きく期待度が上昇しました。

表 16 県民アンケート「森林の働きについて」(H20 年度・H29 年度)

質問項目	H20 年度調査	H29 年度調査	増減
山崩れや洪水などの災害を防止する働き	55.1%	83.5%	28.4%
二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き	73.8%	70.8%	-3.0%
水を蓄え、浄化する働き	53.4%	63.5%	10.1%
野生動植物の生息の場としての働き	34.1%	53.2%	19.1%
大気を浄化したり、騒音をやわらげる働き	20.1%	50.0%	29.9%
心身の癒やしや安らぎ、レクリエーションの場を提供する働き	21.1%	46.7%	25.6%
木材やきのこ・山菜などの林産物を生産する働き	17.6%	41.7%	24.1%
自然に親しみ、森林と人とのかかわりを学ぶなど教育の場としての働き	19.5%	41.5%	22.0%

※H20 年調査は3項目まで選択。H29 年度調査は、選択数の制限なし。

## (2) 「ぐんま緑の県民税」の認知度について

回答者の4割の方が名称を知っているものの、使途を理解している方は 1 割に満たないことが分かりました。また、名称、税額、使途ともに知らないとの回答は半数以上でした。

年代別に見ると、80歳代が最も認知度が高く、若年層ほど低い結果となりました。

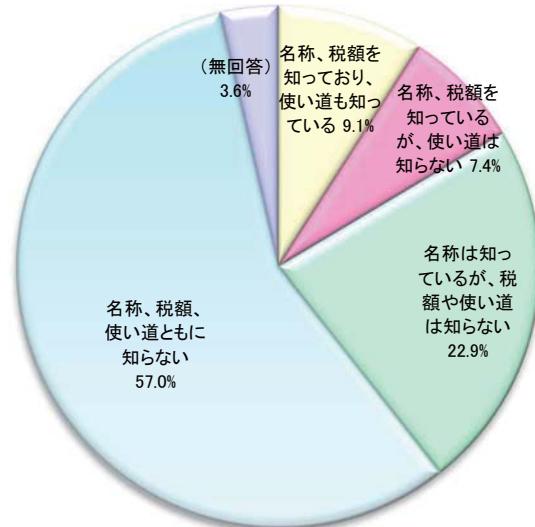


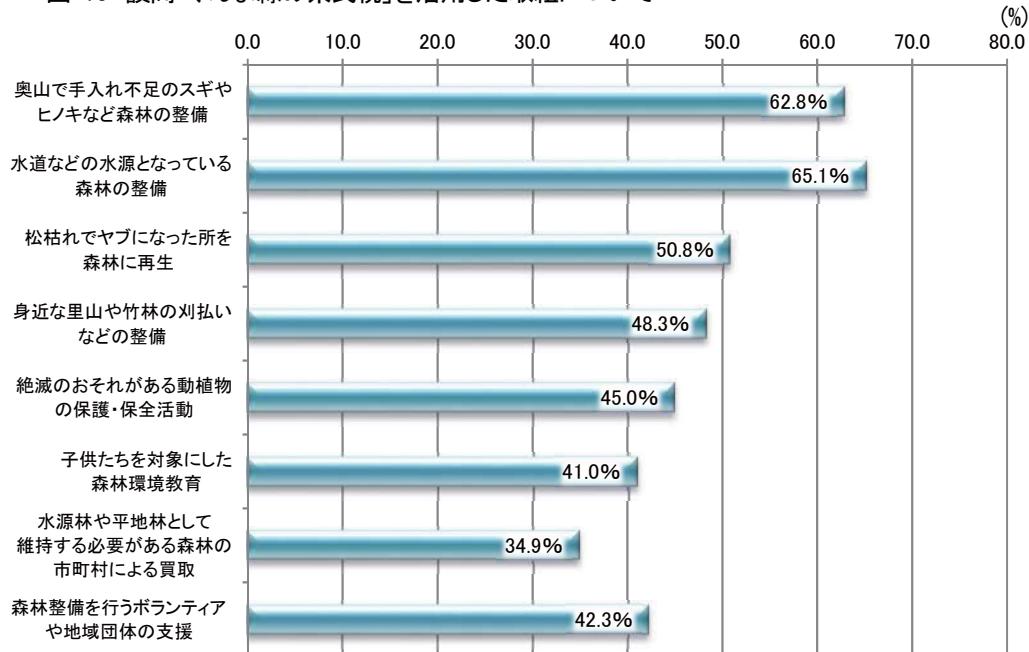
図 9 設問「ぐんま緑の県民税」の認知度について

### (3) 「ぐんま緑の県民税」を活用した取組について

水源森林の整備や奥山の手入れ不足森林の整備については6割以上の回答者が大切な取り組みであると考えていることが分かりました。次いで、松枯れ森林の再生、里山や竹林の刈払いなどが約5割の回答となりました。

また、絶滅のおそれがある動植物の保護・保全活動や森林整備を行うボランティアや地域団体の支援、子どもたちを対象にした森林環境教育については約4割の回答がありましたが、年代別に見ると、30歳代の回答者からの期待が高い結果となりました。

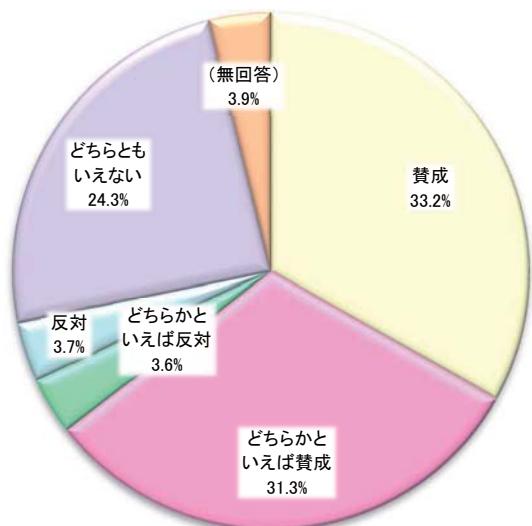
図 10 設問「ぐんま緑の県民税」を活用した取組について



### (4) 「ぐんま緑の県民税」の継続について

回答者の3分の2が賛成意見という結果になりました。一方、反対意見は1割未満と少ない結果となりました。また、性別、年代別、地域別による集計において、特に大きな差は見られませんでした。

図 11 設問「ぐんま緑の県民税」の継続について

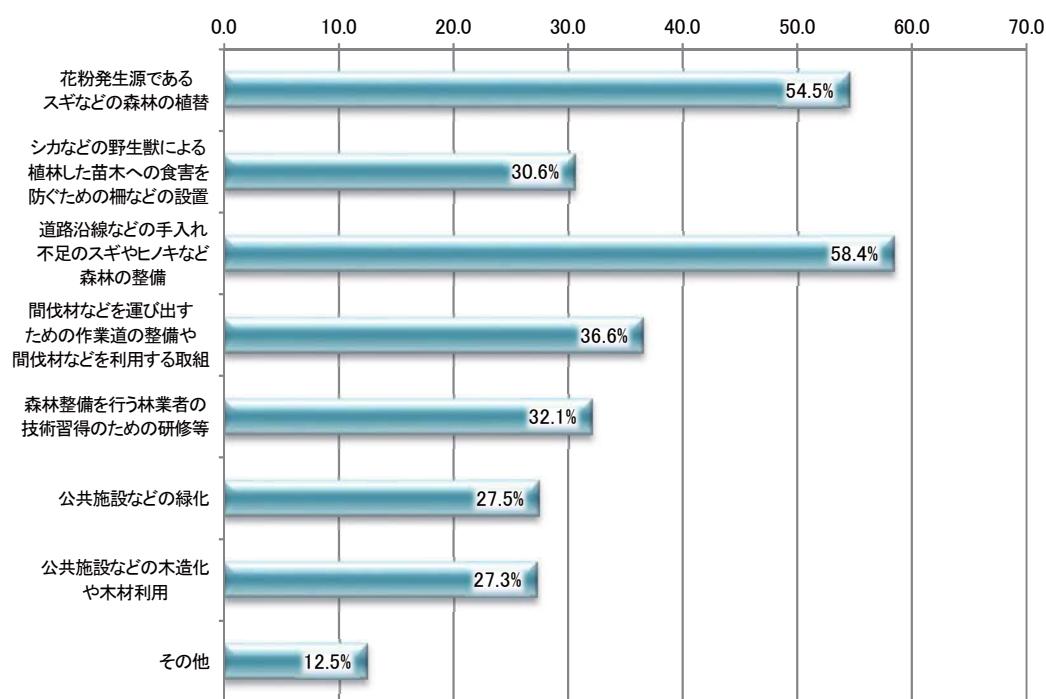


(5) 「ぐんま緑の県民税」を継続した場合の取組について

道路沿線などの手入れ不足森林の整備、花粉発生源であるスギの植替に対する期待が多く、半数以上の回答がありました。

それ以外の項目についても3割以上の回答がありました。

図 12 設問「ぐんま緑の県民税」を継続した場合の取組について (%)



## 第6 ぐんま緑の県民税の継続

### 1. 背景

木材価格の低迷が続き、林業への関心がなかなか高まらない中、山村の高齢化、森林所有者の不在村化は進み、経済的な価値の低い奥山や里山では荒廃した森林が依然として多く残っています。

また、局地的集中豪雨による大規模災害の多発のほか、荒廃した里山・平地林、竹林の増加による野生鳥獣による農作物被害の区域拡大など、新たな課題も多く発生しています。さらに、地球温暖化を防止するための吸収源対策など、森林の適正な整備・保全に対する県民の関心や期待は一層高まっています。

本県では、平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、各種施策を展開してきた結果、森林づくりへの参加等を通じて森林を守り育てる意識が高まるとともに、間伐等の森林整備が進むなど、目指すべき目標に沿った成果が着実に上がっています。

県内の立地条件不利な森林については、これまで、「ぐんま緑の県民基金事業」で整備を進めてきたところですが、整備すべき森林の目標面積1万haに対して、「ぐんま緑の県民基金事業」による実績見込みは約3,400haであり、全体の3分の2が未整備となっています。

また、「ぐんま緑の県民基金事業」の市町村提案型事業による里山・平地林の整備等は、地域に定着しつつあり、一定の評価が得られているとともに、市町村や地域団体からは継続を要望する意見が多く出されています。

前述のぐんま緑の県民税に関する県民アンケートの結果でも、継続に賛成という意見は3分の2を占め、現行制度の税額、使途について、おおむね理解をいただいていると考えています。

さらに、群馬県議会からは、「ぐんま緑の県民税」について、制度の積極的な見直しを行うこと、整備目標の達成に銳意取り組むこと、森林を整備・保全するための多様な担い手の育成に努めること等に留意し、さらに事業成果を上げるよう提言をいただいている。

上記に加え、ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員長から、平成30年6月28日に群馬県知事あてに、「ぐんま緑の県民税継続に関する意見書」が提出されました。

これらの意見等を踏まえ、明日の群馬県のために、次の世代のために、県民共有の大切な財産であり、私たちの生活に様々な恵みをもたらしてくれる豊かな森林を、県民の皆さんと協力してしっかりと守り、育てていくため、「ぐんま緑の県民税」制度を継続していくことが必要と考えています。

## 2. 目指すべき目標

県では、平成 23 年度から 31 年度までの 9 年間の森林・林業施策に関する基本的な指針となる「群馬県森林・林業基本計画」を策定し、林業の再生を通して良好な森林の整備を図るとともに、社会全体で森林を守る仕組みをつくることとしています。

また、平成 24 年 6 月には、豊かな水を育む森林を保全し、森林のもたらす清らかで豊かな水を将来にわたって安心して利用できるよう、「群馬県水源地域保全条例」を制定しました。

この計画及び条例の趣旨を踏まえながら、木材価格の低迷や山村地域の過疎化・高齢化などにより放置され、荒廃が進む森林の整備を進めるため、また、山地災害の増加など森林を取り巻く新たな課題に対応するため、引き続き次の目標に向かって対策を進めます。

### ○目指すべき目標

◆豊かな水を育み、災害に強い森林づくり

◆里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造



### 3. 目指すべき目標を実現するために必要な事業

上記に示した目指すべき目標を実現するためには、引き続き第1期と同じく水源地域等の森林整備、ボランティア活動や森林環境教育の推進、里山・平地林や竹林の整備などの取り組みを積極的に進める必要があると考えています。

#### (1) 水源地域等の森林整備

1) 1年間に必要な額 **【年5.5億円程度】**

#### 2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
条件不利地森林整備 <b>【年4.3億円】</b>	・森林の持つ公益的機能を維持・増進 ・災害に強い森林づくり ・針広混交林化や広葉樹林化などにも取り組み、管理コストの低い森林をつくる	地理的、地形的な条件により林業経営が成り立たず放置されている条件不利な森林(人工林) や災害が発生する可能性がある人家裏等の急傾斜地の森林を整備。(間伐、針広混交林化、広葉樹林化など) <b>【事業量:700 ha/年】</b>
水源林機能増進 <b>【年0.6億円】</b>	・水源林の水源涵養機能の維持・増進 ・飲用水の安定的な確保	簡易水道等の上流に位置する森林を整備し、水源涵養機能などの増進を図る。 <b>【事業量:100 ha/年】</b>
松くい虫被害地の再生 <b>【年0.5億円】</b>	・公益的機能の向上と、生態系の回復を図る	松くい虫被害を受け、やぶになった森林や雪害などの気象災害にあった森林をコナラやスギなどの森林に再生 <b>【事業量: 植栽面積 20 ha/年】</b>

#### 3) 事業説明

##### ① 条件不利地森林整備

立地等の条件が不利であることにより、林業経営が成り立たず放置されている人工林や災害が発生する可能性がある人家裏等の急傾斜地の森林を整備し、水源涵養や県土保全等森林の公益的機能の維持増進を図ります。

事業の実施にあたっては、緊急に整備が必要な、優先度の高い未整備森林から整備を行います。

##### ② 水源林機能増進事業

簡易水道等の取水口の上流に位置する森林を整備し、水源涵養等、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

条件不利地森林整備と同じく、事業の実施にあたっては、緊急に整備が必要な、優先度の高い未整備森林の整備を行うものとします。

##### ③ 松くい虫被害地の再生事業

松くい虫の被害を受け、やぶになった森林や雪害などの気象災害にあい、公益的機能が低下した森林において、森林を再生し、公益的機能の回復を図ります。

## (2) 森林ボランティア活動・森林環境教育の推進

1) 1年間に必要な額 **【年0.2億円程度】**

2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
<b>森林ボランティア活動・ 森林環境教育の推進 【年0.2億円】</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林ボランティアの一体的な支援</li><li>・県民の森林ボランティアへの参加促進</li><li>・森林環境教育の推進により、県民の森林への理解促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林ボランティア情報の収集と提供、指導や資機材の貸出など、一体的なサポートを行うボランティアセンターの運営</li><li>・森林環境教育を推進するため、専門知識を有した指導者の養成・育成</li><li>・森林の重要性などの普及啓発</li></ul> <p><b>【事業量:</b></p> <p>森林ボランティア新規人数 100人/年 森林環境教育参加者数 600人増/年】</p>

3) 事業説明

### ① 森林ボランティア活動の推進

「森林ボランティア支援センター」を運営し、専用ホームページや情報誌、メールマガジン等による情報の発信や刈払機の取扱いなどの安全指導、森林整備作業器具の貸出し、森林ボランティア体験会の開催など、森林ボランティア活動への総合的なサポートを実施します。

また、市町村提案型事業等への講師・コーディネーターの派遣業務等を実施します。

### ② 森林環境教育の推進

「緑のインターパリター」の養成や、資質向上を図るための研修の実施、小中学生を対象にしたフォレストリースクールや市町村提案型事業(森林環境教育)、緑の少年団育成事業、県民を対象にした自然観察会、自然講座等への派遣などを通じて森林環境教育を推進します。

(3) 市町村提案型事業

1) 1年間に必要な額

**【年2.8億円程度】**

2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
<b>市町村提案型事業 【年2.8億円】</b>	地域の実情に合わせた、きめ細かな取組の実施 <b>【事業内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃した里山・平地林の整備</li> <li>・貴重な自然環境の保護・保全</li> <li>・森林環境教育・普及啓発</li> <li>・森林の公有林化</li> <li>・独自提案事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と地域住民やNPO・ボランティア団体等との協働による地域に根ざした整備を支援</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【事業量:350 事業/年】</b></p>

3) 事業説明

① 荒廃した里山・平地林の整備

市町村と地域住民や NPO・ボランティア団体等の協働による地域に根ざした森林整備を支援します。

② 貴重な自然環境の保護・保全

市町村または市町村と地域住民が行う、県動植物レッドリストで野生絶滅種及び絶滅危惧種 I、II類に指定されている種(約650種)が生息している地域の保護・保全活動を支援します。

③ 森林環境教育・普及啓発

児童生徒や県民を対象として、森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶための森林環境教育及び森林体験活動を支援します。

森林の機能や重要性について普及啓発する取り組みを支援します。

④ 森林の公有林化

水源地域の森林や平地林の購入(公有林化)、または平地林を造成しようとする市町村を支援します。

⑤ 独自提案事業

ぐんま緑の県民税の趣旨・目的に適合し、適切な事業であると認められ、評価検証委員会の承認を得た事業を支援します。

#### (4) 制度運営

1) 1年間に必要な額 **【年0.1億円程度】**

2) 事業の内容

事業名	目的・効果	事業内容
制度運営 <b>【年0.1億円】</b>	・普及啓発 ・事業の透明性の確保	・事業の内容検討・実績評価・効果検証を行つ第三者機関(評価検証委員会)の運営 ・制度の普及啓発 など

3) 事業説明

##### ① 普及啓発

森林づくりに係る関心を高め、意識の醸成を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、ぐんま緑の県民税の趣旨や取組等について、県民の皆様に対して多様な手法で周知を図ります。

ポスター・パンフレット・広報媒体・イベントを活用した普及啓発

事業実施地見学バスツアー等の実施

森林整備等を行う際、のぼり旗や事業地看板の設置 等

##### ② 評価検証

納税者である県民や学識経験者等により構成される評価検証委員会では、事業の内容審査や評価検証を実施するほか、制度改善に向け、助言を行っていきます。

今後も、評価検証委員会での評価検証を通じて、事業の透明性の確保を図ります。

#### (5) 必要額

上記に示した目指すべき目標を実現するために必要な額の合計は次のとおりです。

**事業の実施に必要な額**

**【年間8.5億円】**

## 第7 今後の「ぐんま緑の県民税」のあり方

### 1. 税率

森林環境を保全するために必要な額は、前項第6のとおり年間 8.5億円になります。

この額を確保するためには、現行制度と同じ税率、期間が必要です。

○課税負担額 個人:700 円／年

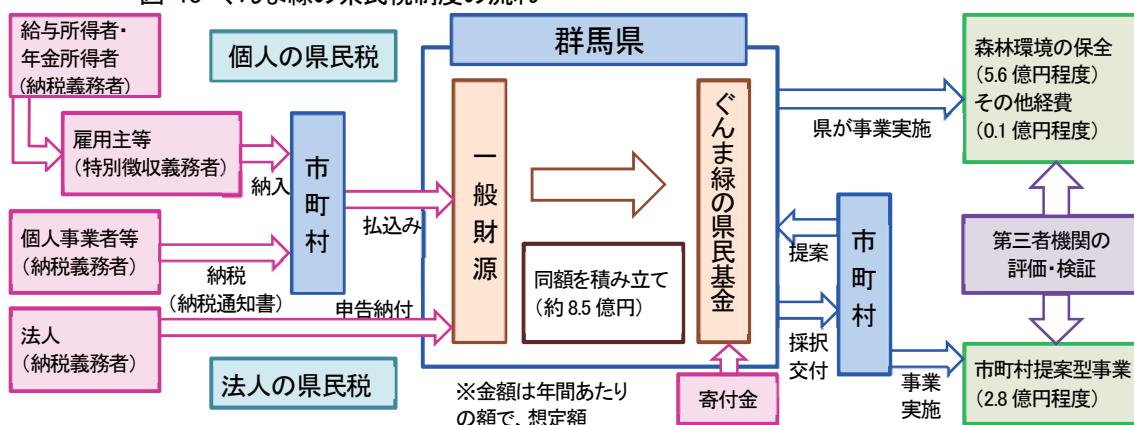
法人:資本金に応じ 1,400 円～56,000 円/年

○課税期間 5 年間とします。

### 2. 課税方式

本県の森林は、県民共通の大切な財産であり、そこから得られる恩恵は全ての県民が広く享受していることから、引き続き県民や企業の皆さんに広く公平に負担いただく県民税均等割超過課税方式で行いたいと考えています。

図 13 ぐんま緑の県民税制度の流れ



### 3. 事業評価

事業の透明性を確保するため、継続して「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」を設置し、事業の評価・検証を行います。

### 4. 国の「森林環境譲与税（仮称）」との関係

森林環境譲与税(仮称)は、「新たな森林経営管理制度」運用の主要財源と国は位置付けしており、平成 36 年度から導入される森林環境税(仮称)に先立ち、平成 31 年度から先行して譲与が始まるものです。そのため、森林環境譲与税(仮称)は、「新たな森林経営管理制度」の運用を通した林業の成長産業を実現するため、当面の間、経営林に集中投資することが望ましいと考えます。

一方、ぐんま緑の県民税は、森林の公益的機能の維持・増進と森林環境の改善を通した安全・安心な生活環境の創造を目標としており、今までどおり奥山などの条件不利森林の整備や里山・平地林の整備に取り組んでいきます。

森林環境譲与税(仮称)とぐんま緑の県民税を併せて活用することで、県内の森林整備水準の一層の向上を図りたいと考えています。(資料7参照)

## 資料 集

資料1	「ぐんま緑の県民税」についての提言 .....	42
資料2	「ぐんま緑の県民税」の継続要望 一覧 .....	43
資料3	ぐんま緑の県民税評価検証委員会 .....	44
資料4	関連条例 .....	57
資料5	「森林環境譲与税(仮称)」と「新たな森林経営管理制度」 .....	59
資料6	各県における森林環境税等の導入状況 .....	62
資料7	群馬県におけるぐんま緑の県民税(第Ⅱ期)と 森林環境譲与税(仮称)の活用イメージ .....	63

群馬県では、県民共有の財産である豊かな森林環境を、県民の自らの負担で守り育てる「ぐんま緑の県民税」を平成26年度から導入し、これを財源として森林整備等を行ってきている。

「ぐんま緑の県民税」導入の第一期において、これまでのところ納税に対する県民各位の理解を得られるとともに、事業についても概ね計画どおりに実施され、成果を上げてきていると評価できるが、今後の制度の運用にあたっては以下の事項に留意し、さらに事業成果の上がるよう取り組まれたい。

- 1 「ぐんま緑の県民税」の第二期に向け、これまでに各方面から寄せられている意見や森林・林業を取り巻く社会状況の変化を十分に踏まえて、制度の積極的な見直しを行うこと。
- 2 水源地域等の森林整備については、より効率的な事業執行に努めて、整備目標の達成に鋭意取り組むこと。
- 3 森林ボランティア活動や森林環境教育に積極的に取り組み、森林を整備・保全するための多様な担い手の育成に努めること。
- 4 市町村提案型事業については、地域の実情に応じて実施できるよう、隨時、制度の見直しを行うとともに、拡充に努めること。
- 5 「ぐんま緑の県民税」の見直しにあたっては、国が導入を予定している森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の動向を注視するとともに、その状況等について適宜、県議会への情報提供に努め、協議を行うこと。

以上、提言する。

平成30年 3月15日

群馬県議会発議条例等の検証に関する特別委員会

群馬県知事 大澤 正明 様

## 「ぐんま縁の県民税」の継続要望 一覧

資料2

	要望日	要望者	要望先
1	平成 29 年 7 月 7 日	吾妻郡町村会	群馬県知事 他 群馬県議会議長 他
2	平成 29 年 7 月 7 日	吾妻郡町村議會議長会	群馬県知事 他 群馬県議会議長 他
3	平成 29 年 8 月 2 日	利根沼田市町村長	群馬県知事 群馬県議会議長
4	平成 29 年 8 月 18 日	多野郡町村会	群馬県知事 群馬県議会議長
5	平成 29 年 9 月 22 日	甘楽郡町村会	群馬県知事 群馬県議会議長
6	平成 29 年 9 月 22 日	甘楽郡議會議長会	群馬県知事 群馬県議会議長
7	平成 29 年 10 月 10 日	群馬県町村会	群馬県知事
8	平成 29 年 11 月 14 日	群馬県町村議會議長会	群馬県知事 群馬県議会議長

「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」は、事業の内容検討、実績評価・効果検証を行うために設置された第三者機関です。大学教授等の学識経験者、森林の現状をよく知る森林所有者のほか、市町村、労働者団体、消費者団体、経済団体からの推薦により決定した委員で構成されています。

### ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成26年度】

#### 第1回評価検討委員会

平成26年6月23日(月) 10時00分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育・普及啓発、森林の公有林化)の採択事業内容について
  - ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(独自提案事業)の採択事業整理案について

#### 第2回評価検討委員会

平成26年11月10日(月) 13時30分～15時30分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ぐんま緑の県民基金事業の進捗状況について
  - ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第2次募集】(荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育・普及啓発、森林の公有林化)の採択事業内容について
  - ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第2次募集】(独自提案事業)の採択事業整理案について
  - 荒廃した里山・平地林の整備「困難地整備支援」における補助区分の追加について
  - 市町村からの要望への対応について

### 第2回評価検討委員会(追加協議)

平成26年11月12日(水)

書面協議 平成26年11月14日委員会承認

内容

- ・ 荒廃した里山・平地林の整備「困難地整備支援」における補助区分の追加について
- ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業2次募集の採択事業内容について

### 第3回評価検討委員会

平成27年3月17日(火) 9時30分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

内容

- ・ ぐんま緑の県民基金事業(26年度実施見込、27年度計画)について
- ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第1次募集】(荒廃した里山・平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育・普及啓発、森林の公有林化)の採択事業内容について
- ・ 荒廃した里山・平地林の整備「困難地整備支援」における補助区分の追加について
- ・ 森林環境教育・普及啓発における補助区分の追加について
- ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第1次募集】(独自提案事業)の採択整理案について

### 第3回評価検討委員会(追加協議)

平成27年4月10日(金)

書面協議 平成27年4月23日委員会承認

内容

- ・ 森林環境教育・普及啓発における補助区分の追加について
- ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第1次募集】の採択事業内容について

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成27年度】

### 第1回評価検討委員会

平成27年8月17日(月) 9時30分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ・ 平成26年度ぐんま緑の県民基金事業実績について
  - ・ ぐんま緑の県民税効果検証のための調査経過
  - ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業【第2次募集】の採択事業内容について

### 第2回評価検討委員会

平成27年12月14日(月) 14時00分～15時30分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成26年度ぐんま緑の県民基金事業実施報告書について
  - ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金事業の進捗状況について
  - ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の評価方法について



### 第3回評価検討委員会

平成28年3月18日(金) 10時00分～11時30分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成27年度ぐんま緑の県民基金事業について
  - ・ 平成28年度ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業について
  - ・ ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業の評価方法について

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成28年度】

### 第1回評価検討委員会

平成28年9月5日(月) 10時00分～12時00分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ・ 平成27年度事業実績及び平成28年度事業経過報告
  - ・ 平成27年度事業実績報告書について



### 第2回評価検討委員会

平成29年3月21日(火) 10時00分～12時00分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成28年度ぐんま緑の県民基金事業について
  - ・ 平成29年度市町村提案型事業について
  - ・ 平成29年度市町村提案型事業の採択について(独自提案)
  - ・ 市町村提案型事業の評価について(平成26年度開始箇所)

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成29年度】

### 第1回評価検討委員会

平成29年5月18日(木) 13時30分～15時00分

県庁7階 審議会室

- 内容
- 平成28年度事業実績及び平成29年度事業経過報告
  - 平成28年度事業実績報告書について

### 第2回評価検討委員会

平成29年8月29日(火) 10時00分～11時40分

県庁7階 審議会室

- 内容
- 平成29年度ぐんま緑の県民基金事業について
  - ぐんま緑の県民基金事業評価検証(3年間の総括)について
  - 市町村提案型事業の評価について(平成27年度開始箇所)

### 第3回評価検討委員会

平成30年3月19日(月) 10時00分～11時30分

県庁28階 281-B会議室

- 内容
- 平成29年度ぐんま緑の県民基金事業の実施状況について
  - 平成30年度市町村提案型事業(独自提案以外)の採択について
  - ぐんま緑の県民基金事業評価検証について
  - 平成30年度市町村提案型事業(独自提案)の採択整理案について
  - 国の森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)について
  - ぐんま緑の県民税県民アンケートについて

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会開催状況【平成30年度】

### 第1回評価検討委員会

平成30年5月22日(火) 13時30分～15時00分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ 平成29年度事業実績及び平成30年度事業経過報告
  - ・ ぐんま緑の県民税県民アンケートについて
  - ・ 平成29年度事業実績報告書について

### 第2回評価検討委員会

平成30年6月14日(木) 13時30分～15時30分

県庁29階 第一特別会議室

- 内容
- ・ 森林環境譲与税(仮称)と森林経営管理制度の概要について
  - ・ ぐんま緑の県民基金事業の5年間の目標と実績見込みについて
  - ・ 現行制度への要望状況について
  - ・ ぐんま緑の県民税の今後のあり方について(案)

### 第3回評価検討委員会

平成30年6月21日(木)

書面協議 平成30年6月25日委員会承認

- 内容
- ・ ぐんま緑の県民税継続に関する意見書(案)について

### 第4回評価検討委員会

平成30年7月18日(水) 13時30分～15時10分

県庁7階 審議会室

- 内容
- ・ ぐんま緑の県民基金事業の第Ⅱ期に向けた見直しについて(案)
  - ・ ぐんま緑の県民税 今後のあり方(素案)について

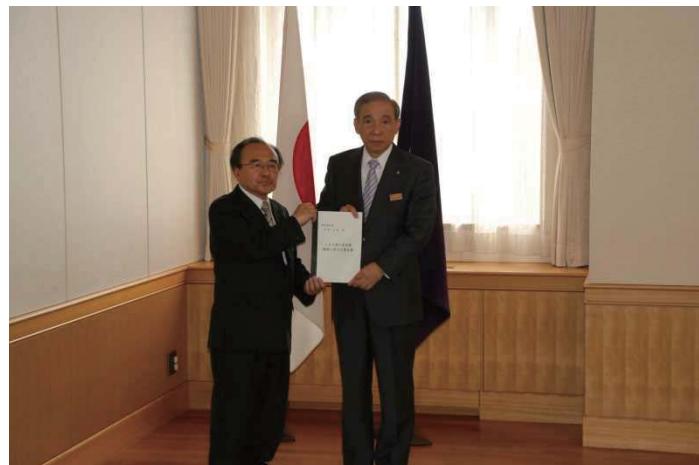
## ぐんま緑の県民税 繼続に関する意見書

「ぐんま緑の県民税継続に関する意見書」の提出

平成30年6月28日(木) 13時30分～13時40分

県庁6階 秘書課 第一応接室

出席者	大澤 正明知事 ぐんま緑の県民税評価検証委員会 西野寿章委員長
-----	------------------------------------



平成 30 年 6 月 28 日

群馬県知事 大澤 正明 様

### ぐんま緑の県民税 継続に関する意見書

昭和 55 年以降の木材価格の下落は、林業活動を低迷化させ、山村では過疎化が進んで放置された人工林が増加して、森林の荒廃を招き、本来発揮されるべき森林の公益的機能の低下を招いてきました。森林の荒廃は、野生獣の行動範囲を拡大し、頻繁に人里へ出没して県民生活に影響を与えています。一方、里山では竹林が増加して、生態系に変化を与えると共に、人里に下りてきた野生獣の住処ともなって、住民生活を脅かしています。

こうした状況を踏まえ、平成 26 年度から 5 年間を 1 期として導入されたぐんま緑の県民税は、手入れの行き届いていない人工林の間伐事業を中心として、県民参加の森林整備、里山整備、自然保全に関する事業を展開してきました。ぐんま緑の県民税評価検証委員会では、平成 29 年度には、過去 3 年間の事業評価を行い、本県民税が県民の間に年々浸透してきていることを確認しました。

まず、間伐を中心とした水源地域等の森林整備は、放置された人工林の整備を進め、森林の公益的機能の向上に大きく寄与しています。不在地主への連絡や境界線の確定作業に多くの時間を要して、毎年度繰り越しを発生させていますが、これは本県民税導入の段階において想定されていたことであり、地元自治体の協力を得た整備手法の確立が必要となっているものの、概ね、当初の計画通りに事業が展開され、県全体に確実に広がりを見せていると言えます。

また、県民参加型の森林保全活動には、年々多くの県民が参加し、環境教育を担う緑のインタープリターの養成も順調に進んでいます。市町村提案型事業は県下全市町村において展開するようになりました。

このように、ぐんま緑の県民税の使途についての問題はなく、透明な運営も行われています。そして、本県民税事業は、県民の負担によって、県土を整備してゆく地方分権型の取り組みとしても評価されます。

こうした評価を踏まえ、ぐんま緑の県民税評価検証委員会は、委員一同、本県民税事業を継続させることが必要との認識で一致し、ここに第1期終了後も、本県民税事業を継続させることが必要との意見書を提出いたします。

ぐんま緑の県民税評価検証委員会  
委員長 西野 寿章

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成25~26年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	内山 はるの	森林所有者	森林・林業関係者	H25.7.30～H27.3.31
委員	金井田 好勇	館林市副市長	平地林代表市町村	H25.7.30～H27.3.31
委員	金子 裕昭	連合群馬事務局長	納税者(労働団体)	H25.7.30～H27.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H27.2.19～H27.3.31
委員	清野 紀美子	群馬県生活協同組合連合会女性協議会会长	納税者(消費者団体)	H25.7.30～H26.7.22 委嘱替
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部生活科学科教授	学識経験者(環境教育)	H25.7.30～H27.3.31
委員	田村 辰夫	森林所有者	森林・林業関係者	H25.7.30～H27.3.31
委員	西岡 喬	太田商工会議所副会頭	納税者(経済団体)	H25.7.30～H27.3.31
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部観光政策学科教授	学識経験者(森林環境保全)	H25.7.30～H27.3.31
委員	萩原 重夫	片品村副村長	山地代表市町村	H26.5.19～H27.2.19 委嘱替
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会女性協議会会长	納税者(消費者団体)	H26.7.22～H27.3.31
委員長代理	宮地 由高	群馬NPO協議会相談役	学識経験者(NPO・ボランティア活動)	H25.7.30～H27.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成27~28年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	内山 はるの	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～H29.3.31
委員	金井田 好勇	館林市副市長	平地林代表市町村	H27.4.1～H28.4.22 委嘱替
委員	金子 裕昭	連合群馬事務局長	納税者(労働団体)	H27.4.1～H29.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H27.4.1～H29.3.31
委員	小山 定男	館林市副市長	平地林代表市町村	H28.4.22～H29.3.31
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者(環境教育)	H27.4.1～H29.3.31
委員	田村 辰夫	森林所有者	森林・林業関係者	H27.4.1～H29.3.31
委員長	西岡 翁	太田商工会議所副会頭	納税者(経済団体)	H27.4.1～H29.3.31
委員	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H27.4.1～H29.3.31
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会长	納税者(消費者団体)	H27.4.1～H29.3.31
委員長代理	宮地 由高	群馬NPO協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H27.4.1～H29.3.31

ぐんま緑の県民税評価検証委員会委員【平成29~30年度】

(五十音順 敬称略)

委員会役職	氏名	職業・役職等	区分	任期
委員	飯塚 哲也	高山村副村長	山地代表市町村	H29.11.21～H31.3.31
委員	市川 多恵子	森林所有者	森林・林業関係者	H29.4.1～H31.3.31
委員	鬼頭 春二	みなかみ町副町長	山地代表市町村	H29.4.1～H29.11.21 委嘱替
委員	小井土 登喜司	森林所有者	森林・林業関係者	H29.4.1～H31.3.31
委員	小山 定男	館林市副市長	平地林代表市町村	H29.4.1～H31.3.31
委員	高草木 悟	連合群馬事務局長	納税者(労働団体)	H29.4.1～H31.3.31
委員	高橋 淳子	桐生大学短期大学部 生活科学科教授	学識経験者(環境教育)	H29.4.1～H31.3.31
委員	西岡 翁	太田商工会議所副会頭	納税者(経済団体)	H29.4.1～H31.3.31
委員長	西野 寿章	高崎経済大学地域政策学部 観光政策学科教授	学識経験者 (森林環境保全)	H29.4.1～H31.3.31
委員	松本 勉枝	群馬県生活協同組合連合会 女性協議会会长	納税者(消費者団体)	H29.4.1～H31.3.31
委員長代理	宮地 由高	群馬NPO協議会相談役	学識経験者 (NPO・ボランティア活動)	H29.4.1～H31.3.31

## ぐんま緑の県民税評価検証委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 ぐんま緑の県民税事業の内容検討、実績評価・効果検証等を行うため、ぐんま緑の県民税評価検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 ぐんま緑の県民税事業の内容検討・助言
- 二 ぐんま緑の県民税事業の実績評価・効果検証
- 三 市町村提案型事業の選定における助言
- 四 その他、ぐんま緑の県民税事業に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から、知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、知事が指名し、委員会の会務を総括する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

### (会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

一 群馬県情報公開条例(平成12年6月14日条例第83号)第14条の各号に該当する非開示情報を含む場合

- 二 その他委員会が非公開とする旨を議決した場合
- 2 会議の傍聴方法については別途定める。

(議事録等)

第8条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができます。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、環境森林部林政課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

**森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例**

平成二十五年三月二十六日条例第十二号

## (趣旨)

第一条 この条例は、本県の森林が水源の涵(かん)養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策に要する経費の財源を確保するため、群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割に係る税率の特例を定めるものとする。

## (個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十六年度から平成三十年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に規定する額に七百円を加算した額とする。

## (法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)第三条第一項」とする。

## (基金への積立て)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による特例措置の実施により増加する県民税の均等割の収入額に相当する額をぐんま緑の県民基金(ぐんま緑の県民基金条例(平成二十五年群馬県条例第二十号)に規定するぐんま緑の県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

## 附則

## (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 県税条例附則第十四条の四の三の規定の適用がある場合における第二条及び第四条の規定の適用については、第二条中「第三十九条」とあるのは、「附則第十四条の四の三」とする。

## ぐんま緑の県民基金条例

平成二十五年三月二十六日条例第二十号

### (趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条の規定に基づき、ぐんま緑の県民基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第二条 本県の森林が水源の涵(かん)養、災害の防止等の公益的機能を有し、全ての県民がひとしくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備し、及び保全していくための施策を実施するため、ぐんま緑の県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされた額
- 二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

### (管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎林野庁資料

- 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)について
- 新たな森林管理システムについて

### 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

〈基本的な枠組み〉

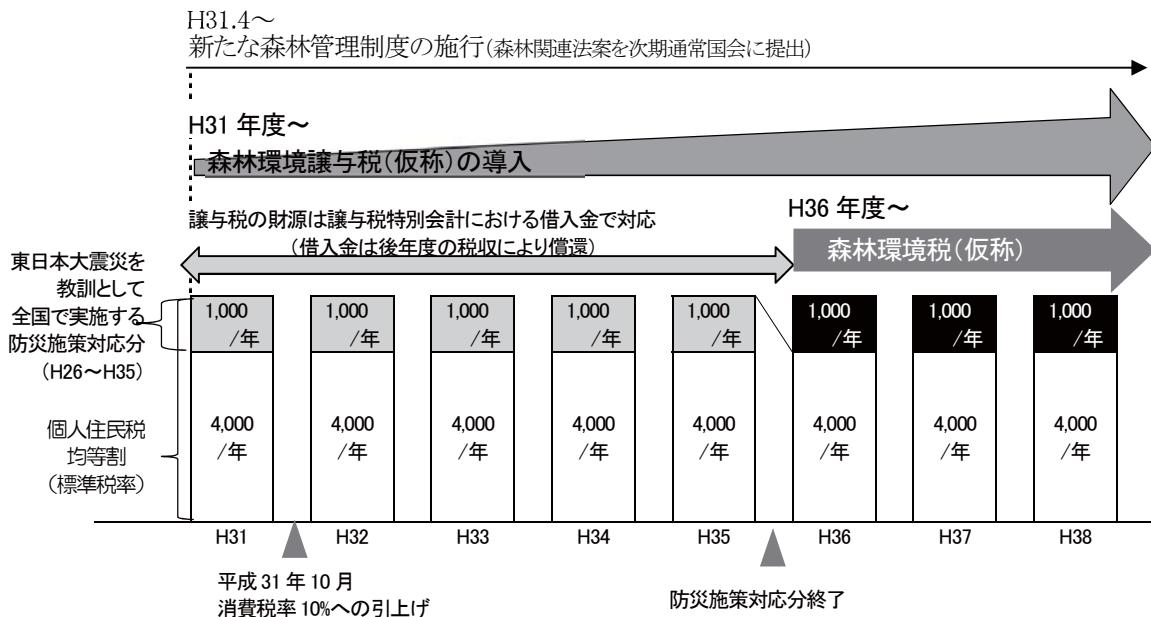
- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、民一人一人が等しく負担を分かち合って国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上使途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進にする費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

〈時期及び規模等〉

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間ににおける譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い徐々に増加するように譲与税を設定しつつ、借入金は、後年の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

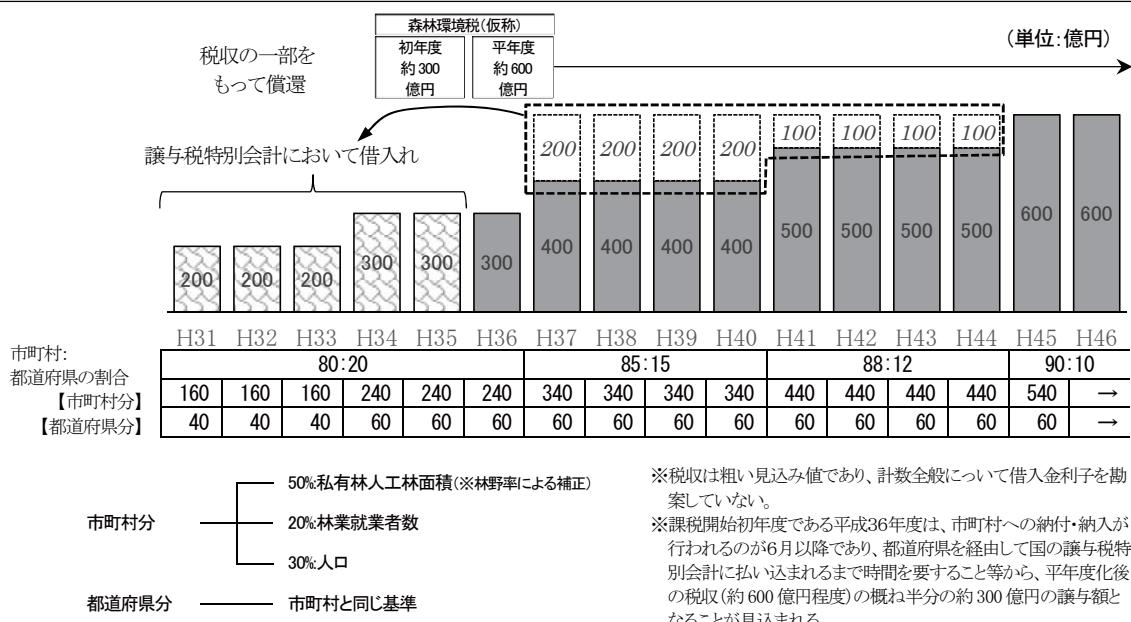
## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
  - 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
  - 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- ※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



### 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- ・市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- ・森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
- (制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- ・使途の対象となる費用と相關の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



## 森林経営管理法の概要

### 趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために市町村を介して林業経営意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
  - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
  - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
  - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

### 法案の概要

#### 1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。(第3条)

#### 2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林断有者から取得できるよう措置。

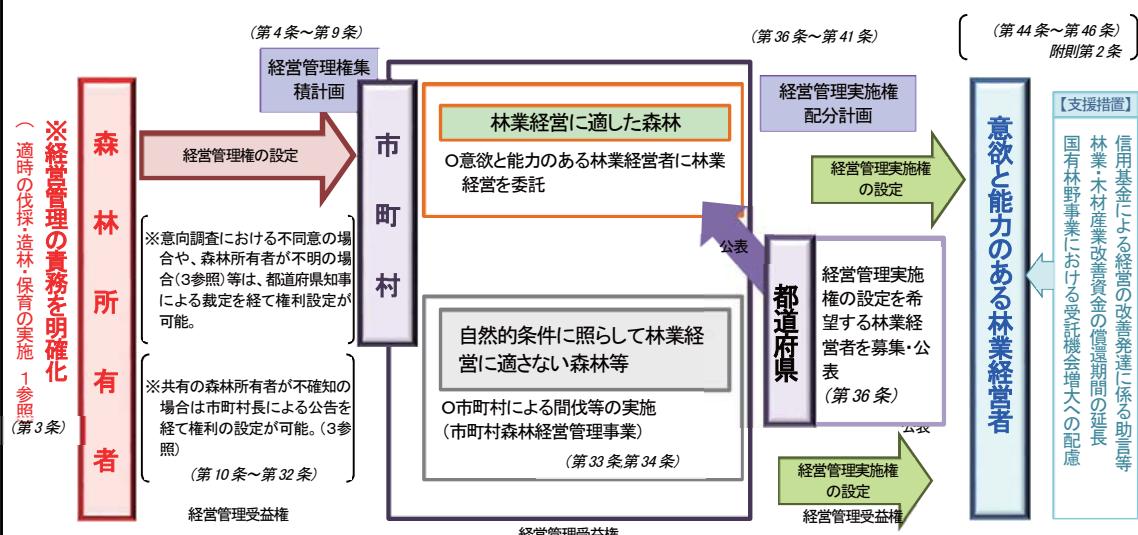
(第3条～第9条)

- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。

(第36条～第41条)

- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。

(第33条)



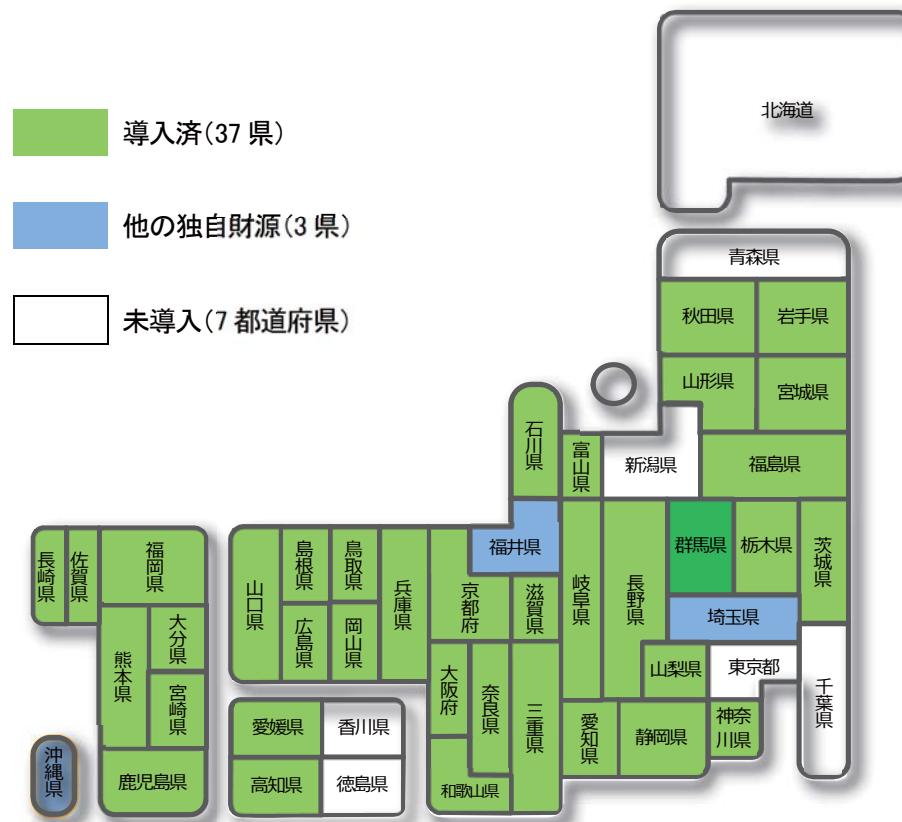
#### 3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権設定することを可能とする措置を講ずる。

(第10条～第32条)

## 各県における森林環境税等の導入状況

資料6

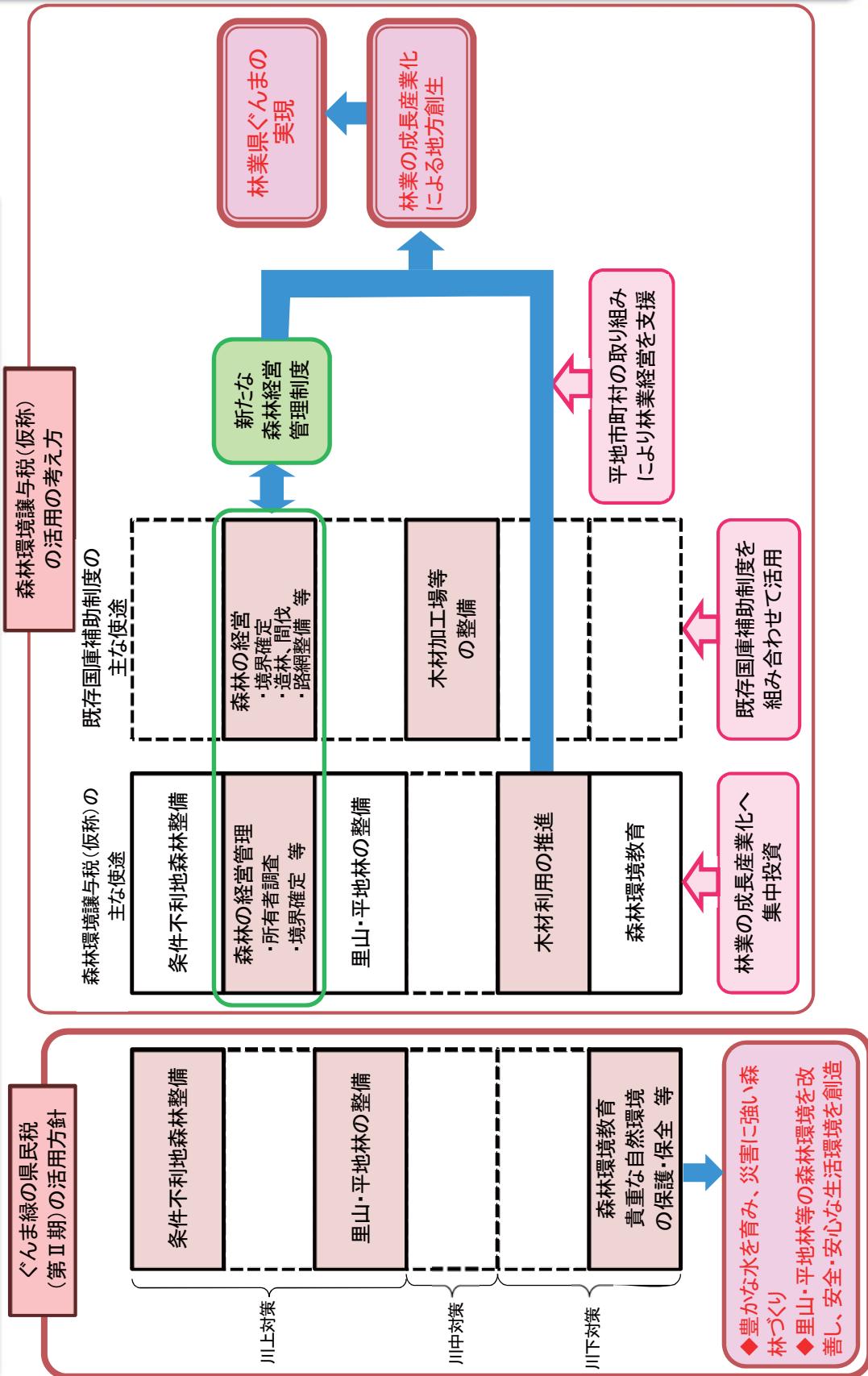


導入県	導入年度	税の名称(通称)	導入県	導入年度	税の名称(通称)
岩手県	平成 18 年 4 月	いわての森林づくり県民税	大阪府	平成 28 年 4 月	森林環境税
宮城県	平成 23 年 4 月	みやぎ環境税	兵庫県	平成 18 年 4 月	県民緑税
秋田県	平成 20 年 4 月	秋田県水と緑の森づくり税	奈良県	平成 18 年 4 月	森林環境税
山形県	平成 19 年 4 月	やまがた緑環境税	和歌山県	平成 19 年 4 月	紀の国森づくり税
福島県	平成 18 年 4 月	森林環境税	鳥取県	平成 17 年 4 月	森林環境保全税
茨城県	平成 20 年 4 月	森林湖沼環境税	島根県	平成 17 年 4 月	水と緑の森づくり税
栃木県	平成 20 年 4 月	とちぎの元気な森づくり県民税	岡山県	平成 16 年 4 月	おかやま森づくり県民税
群馬県	平成 26 年 4 月	ぐんま緑の県民税	広島県	平成 19 年 4 月	ひろしまの森づくり県民税
神奈川県	平成 19 年 4 月	水源環境保全税	山口県	平成 17 年 4 月	やまぐち森林づくり県民税
富山県	平成 19 年 4 月	水と緑の森づくり税	愛媛県	平成 17 年 4 月	森林環境税
石川県	平成 19 年 4 月	いしかわ森林環境税	高知県	平成 15 年 4 月	森林環境税
山梨県	平成 24 年 4 月	森林及び環境の保全に係る県民税	福岡県	平成 20 年 4 月	森林環境税
長野県	平成 20 年 4 月	長野県森林づくり県民税	佐賀県	平成 20 年 4 月	佐賀県森林環境税
岐阜県	平成 24 年 4 月	清流の国ぎふ森林・環境税	長崎県	平成 19 年 4 月	ながさき森林環境税
静岡県	平成 18 年 4 月	森林づくり県民税	熊本県	平成 17 年 4 月	水とみどりの森づくり税
愛知県	平成 21 年 4 月	あいち森と緑づくり税	大分県	平成 18 年 4 月	森林環境税
三重県	平成 26 年 4 月	みえ森と緑の県民税	宮崎県	平成 18 年 4 月	森林環境税
滋賀県	平成 18 年 4 月	琵琶湖森林づくり県民税	鹿児島県	平成 17 年 4 月	森林環境税
京都府	平成 28 年 4 月	豊かな森を育てる府民税	計	37 県	

## ぐんま緑の県民税(第Ⅱ期)と森林環境譲与税(仮称)の活用イメージ

資料7

ぐんま緑の県民税(第Ⅱ期)と、平成31年度から新たに創設される「森林環境譲与税(仮称)」及び「森林経営管理制度」を併せて活用し、県内の森林整備水準の向上を図る。



# ～みんなの森をみんなで守ろう～

## ぐんま緑の県民税

### 今後のあり方

#### ○この素案に関するお問い合わせ先

##### ●税の使い道など森林保全に関すること

群馬県環境森林部林政課林政推進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL:027-226-3211 Fax:027-223-0154

E-mail:rinseika@pref.gunma.lg.jp

##### ●税の仕組みに関すること

群馬県総務部税務課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL:027-226-2196 Fax:027-221-8096

E-mail:zeimuka@pref.gunma.lg.jp

#### ○ぐんま緑の県民税ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/04/e3000101.html>